

座間市

協働推進ハンドブック

～協働しよう！キラリと光るそのアイデアで～



座間市

座間市市民協働推進条例ワーキンググループ

市民の皆様の想いを力に・・・



はじめに

座間市は、「第四次座間市総合計画」において「協働によるまちづくり」を掲げています。平成27年度から施行された「座間市市民協働推進条例」により、協働に関する法令上の整備は一区切りができました。その意味は本ハンドブック内でも述べていますが、ここでは、この条例の策定に関して2点述べさせていただきます。

第1点目として、検討委員会の方々による議論を経て素案が作られた条例であることです。検討委員会の参加者の中には、学識経験者や市民公募の方といった、行政職員でない方が多くいらっしゃいました。そしてもちろん、座間市職員も参加させていただきました。つまり、協働に関する条例の策定そのものを、市民と行政の協働ですすめてきたという経緯があります。行政職員による構想だけでなく、市民の方々の知恵や発想が十分に反映されることを念頭に置き、それぞれの長所を生かす、まさに協働を経て作り上げられた条例となりました。

第2点目として、条例策定までのプロセスにも一工夫を施したことです。まず、素案の作成段階から、パブリックコメントや素案の「市民説明会」を行い、そこでも意見をいただきました。さらに、できた素案に対する「市民報告会」も行われました。素案を作成する検討委員会に市民の方々が参加いただき、その検討委員会の発案によってより多くの市民に向けた各種の取り組みを行い、市民の声に耳を傾ける。そういった二重、三重の協働や市民参加の動きがありました。

そこで「市民協働推進条例」を、座間市として誇れる「生きた条例」としていくためには、協働に関しての今後の市民や行政の取り組みが重要になっていくことは言うまでもありません。条例は、ただ策定されただけでは文章にすぎませんが、実際に活用されることで、その価値を高めていくものです。活用するためには適切な知識が必要であり、適切な知識を得るためには適切な手引きが役に立ちます。本ハンドブックが、広く活用されることを祈念しまして、発刊のことばとさせていただきます。

平成27年11月

座間市長 遠藤 三紀夫

もくじ

市民の皆様の想いを力に・・・

座間市長 遠藤三紀夫

1. 協働をはじめる前に	1
(1) 協働ってなんだろう?	2
(2) なんで協働するの?	4
(3) 協働するとどんないいことがあるの?	9
(4) 協働するのはどんなとき?	11
(5) 協働のかたち	13
(6) 「協働」と「協働事業」	22
2. 座間市における協働	25
(1) これまでの取り組み	26
(2) 多様な協働	30
3. 協働事業の前後	34
(1) 協定 ～協働事業をはじめる前に～	35
(2) 検証 ～協働事業が終わった後に～	39
4. 協働の相談窓口	43
(1) 座間市民活動サポートセンター	44
5. 参考資料	49
(1) 座間市市民協働推進条例	50
(2) 座間市市民協働推進条例 逐条解説	53
(3) 座間市市民協働推進条例施行規則	63

※説明の都合上、「市民」と表記しているところは、座間市に居住しているという一般的な意味の座間市民のみならず、各種団体や事業者を含めた、行政の協働の相手方を広く指し示しています。

1. 協働をはじめる前に

1. 協働をはじめる前に
 - (1) 協働ってなんだろう？

(1) 協働ってなんだろう？

近年、全国の自治体で行われる様々な事業に関して「協働」という言葉がでてきます。今一つハッキリせず、分かった気で読み過ごしてしまっている言葉かもしれません。

なぜピンと来ないのでしょうか。きっと理由は色々あると思います。読み過ごしてしまったり、語義がフワフワしてしまう一つの原因として“同じ読みである「共同」あるいは「協同」との違いが分からない”ことが挙げられます。「共同」や「協同」と読み替えても意味が通じそうですが、しかし別の漢字を当てているので違和感が残ります。

では、どう違うのでしょうか。一般的な言葉としてそれぞれの意味を改めて確認してみます。

共同・・・二人以上のものが力を合わせる事

協同・・・ともに心と力を合わせ、助け合って仕事をする事

協働・・・協力して働く事

となっています¹。

しかしこの中で「協働」は、辞書に記述しきれないかなり特殊な意味を持たされ、限定的に使用されるケースが増えています。単純な意味としては「協力して働くこと」といった取り組みを表すものなのですが、その範囲が「市民と市民、あるいは**市民と行政**が、**地域の課題**の解決のために」といった所に絞られて用いられる傾向が強いのです。更に言うと、「お互いに**対等**な関係で」といった説明が施されるのも常です。

以上を踏まえて、次の「協働の定義」を読んでみてください。これは、平成27年度から施行の「座間市市民協働推進条例」（以下「協働条例」）の一文です。

¹ 新村出編『広辞苑』第五版、岩波書店、1998年、805頁

1. 協働をはじめる前に
(1) 協働ってなんだろう？

(定義)

第2条 この条例において「協働」とは、まちづくりを進める上での共通の目標を実現するために、市と市民等が対等の立場に立って、相互の信頼及び合意の下、役割及び責任を担い合い、お互いの特性や能力を発揮し合いながら連携し、及び協力して、効果的にまちづくりに取り組んでいくことをいう。

いかがでしょうか。「より良いまちを作ること」に焦点をあてた言葉であることが読み取れると思います。

それではなぜ、この「協働」という用語が広まってきたのでしょうか。



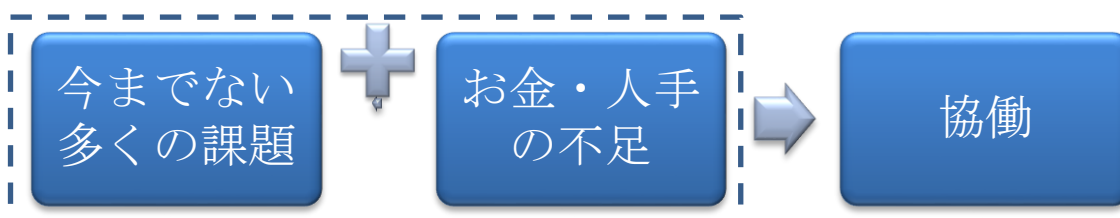
1. 協働をはじめる前に
 - (2) なんて協働するの？

(2) なんて協働するの？

協働という用語が広まってきたのは、多くの自治体が「市民の皆さんの力をかりて良いまちにしていきたい」「行政の良いところと市民の良いところを合わせていきたい」というメッセージを発するようになったからです。

まちづくりに積極的に関わろうとする市民が増えており、それに行政側が触発されているのかもしれません。

また、行政側が、市民との協働を進めていくのは、以下のような理由もあります。



このことに関して説明します。

まず下の表を見てください。

単位：人
〔男女計〕 (各年1月1日現在) 県年齢別人口統計調査結果

年	人 口					年齢3区分構成比				平均年齢	老年化指数
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	年齢不詳	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上		
23年	129,591	16,913	86,964	25,036	678	100.0	13.1	67.5	19.4	43.18	148.0
24年	129,525	16,661	86,325	25,861	678	100.0	12.9	67.0	20.1	43.62	155.2
25年	129,908	16,495	85,435	27,300	678	100.0	12.8	66.1	21.1	43.99	165.5
26年	129,548	16,223	83,949	28,698	678	100.0	12.6	65.1	22.3	44.44	176.9
27年	128,983	15,880	82,498	29,927	678	100.0	12.4	64.3	23.3	44.87	188.5

この表は、座間市の『平成27年版統計要覧』からの抜粋です。

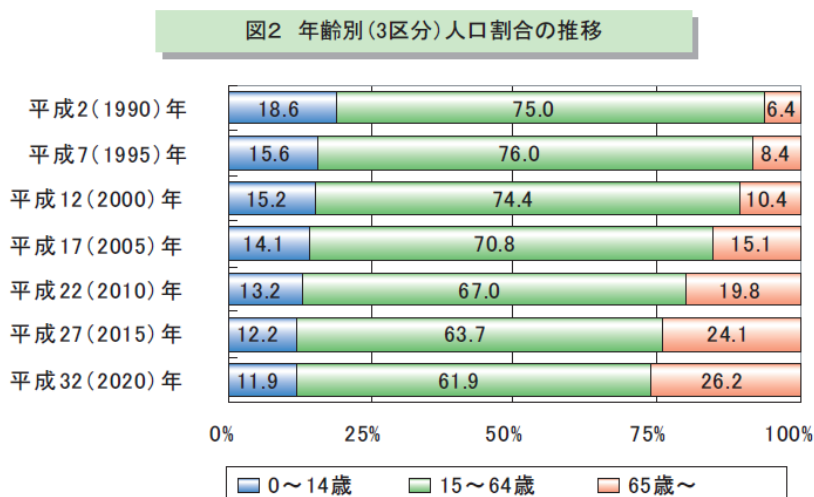
65歳以上人口が増え、0～14歳人口が減りつつけていることが分かります。いまさら言うまでもなく、この事態は**少子高齢化**と言われ、座間市に限らない全国的な現象として知られています。

たとえば、近所の公園で遊ぶ子どもを見かけることが以前に比べて減ってきたと感じないでしょうか。

「最近の子どもは外で遊ばなくなったのかな」と思っていたら、小中学校のクラス数が減っていたり、

1. 協働をはじめる前に
 - (2) なんて協働するの？

あるいは市町村によっては学校自体の統廃合が進んでいたり、今では子ども達そのものが少なくなっています。その一方で、職場や地域など身の周りでは、年配の人の割合が徐々に大きくなっているケースも多いのではないのでしょうか。



この図は「第四次座間市総合計画」からの抜粋です。将来の推計も載っており、人口割合が変化していく様子が確認できます。平成2年には6.4%であった65歳以上の割合が、平成32年には26.2%と4倍以上にまで増えると予想しています。このまま高齢の方が増えていくことは、そのケアにかかる人手やお金が増えることにつながり、行政にとって少子高齢化は人的・財政的な課題です。

一方で、元気に働ける年齢層の人たちが減ることにより、税収が落ち込むことが懸念されます。今では非常に多くの自治体が行財政改革に取り組んでいます。このことは、たとえば端的に、**自治体の職員数の削減**に表れています。座間市も例外ではありません。

1. 協働をはじめる前に
- (2) なんて協働するの？

表17-2 職員定数および実数

単位：人

(各年4月1日現在) 職員課調

年	総数		市長事務部局		議会事務局		選挙管理委員会事務局		監査委員事務局	
	定数	実数	定数	実数	定数	実数	定数	実数	定数	実数
23年	847	814	542	528	9	7	4	3	4	4
24年	847	806	542	523	9	7	4	3	4	4
25年	847	805	542	523	9	6	4	3	4	4
26年	847	805	542	526	9	6	4	1	4	4
27年	847	804	542	525	9	6	4	—	4	4

年	教育委員会事務局		農業委員会事務局		消防職員		企業職員	
	定数	実数	定数	実数	定数	実数	定数	実数
23年	103	94	4	2	149	146	32	30
24年	103	92	4	2	149	148	32	27
25年	103	92	4	2	149	148	32	27
26年	103	91	4	2	149	148	32	27
27年	103	90	4	2	149	149	32	28

こちら『平成27年版統計要覧』記載のもので、点線内をご覧くださいと、職員の実数がじわじわと減ってきています。そして、今後も徐々に減り続けると考えられます。

つまり、必要な人手やお金が増えるなかで、さらに今後も **行政の人手やお金は減り続ける**ことが予想されます。

これらあくまでも問題の一つに過ぎません。少子高齢化ひとつ取って見ても分かるように、今日の地域社会はどんどん変化し、複雑化しています。市民のニーズに即した対応は、**市民自身が発案する**のが最も的確です。ただ、市民の方々も、今まで自らで対応できていたことが手に負えなくなっていくかもしれません。

そこで、公共サービスを誰かが一手に担うという発想はやめ、それぞれの視点・経験・自発性をもっと生かしながら、**市民と行政**で上手くコラボレーションしようという取り組みが生まれてくるようになりました。この一連の背景を含めて、これらの取り組みを一言で言い表せると便利です。したがって「**協働**」と名付けて広まっているのです。

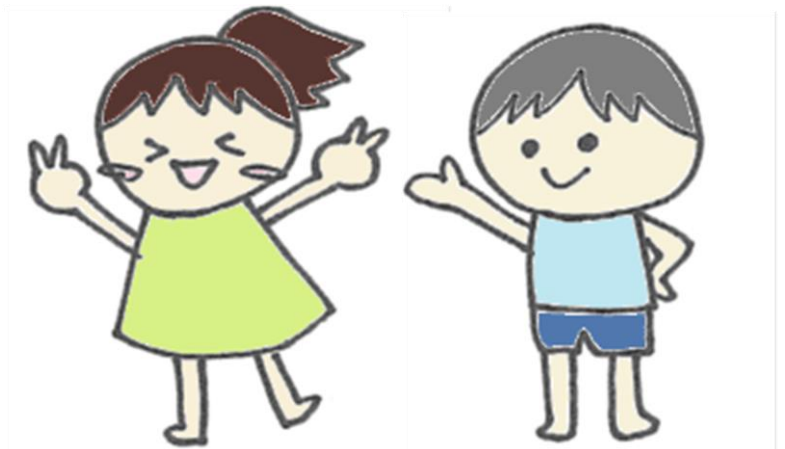
1. 協働をはじめる前に
 - (2) なんで協働するの？

Column

協働の目的

協働は、行政にとってのコスト削減が主眼ではなく、より幅広い知識や技術をまちづくりに生かしていくことが第一の目的です。そもそも協働とは一つの手法であって、それ自体が目的ではありません。他に目的となるべきまちづくりの課題はたくさんあるでしょう。

ただし、行政がより良いまちづくりを目的としている限り、協働という手法が広まり活気付くことは、行政単独での負担が減ることとイコールになります。また、協働に関わることで、座間市を良いまちにしていこうという公共意識がさらに広まっていくことは、行政に限らず、全市民の様々な負担が軽くなっていくことに繋がります。



1. 協働をはじめる前に
(2) なんで協働するの？



複数の関係者が一つの課題に協力して取り組む！ということは、それぞれの得意分野を生かし合ったり、短所を補ったり「相乗効果」が期待できるね！

でも、互いの調整が大変になったり面倒が増えそうな気もするね！うまく協働するに当たっては何が大事か考えてみよう！！

ざまりん的なこたえは21 ページへ



1. 協働をはじめる前に
 - (3) 協働するとどんないいことがあるの？

(3) 協働するとどんないいことがあるの？

協働することで起きる「いいこと」は、たとえば以下のものが挙げられます。

市民側

- **活動の幅が広がる！**

単独ではできないことへチャレンジする機会が生まれます。団体であれば、資金面や事務処理面での活動基盤が強化され、より活発な団体としてレベルアップすることもあるでしょう。

- **団体の認知度アップ！**

公共サービスへ携わることはPRの一つとなり、他の市民からの一定の評価を得ることにつながります。社会貢献をしているイメージが定着すれば、その他の活動でも理解が得やすくなります。

- **愛着が増し、まちづくりの輪が広がる！**

多くの市民が積極的にまちづくりに加わることで、日ごろから地域に対しての愛着が湧き、自らまちをよくしようという意識が生まれ、さらに住民主体のまちづくりが活発になります。

- **知識・経験を生かす！**

現役を引退して時間に余裕のある方は、今まで培ってきた知識や経験を生かして地域やそこに住む人々に貢献することで、新たな生きがいを持って生活することができます。

行政側

- **細かな市民ニーズへ手が伸びる！**

公共サービスへの市民のニーズは日々複雑化・多様化しています。一昔前では生じなかったような問題もさまざまある中、市民と手を取り合って柔軟に取り組むことにより効果的に対応していけます。

- **行政の体質改善！**

市民との交流の機会が増えることで、事務等の透明化といった行政全体の体質改善につながります。市民ニーズに沿った的確な取り組みが達成できれば、既存の取り組みの見直しが図られ、よりスリムな行政へ発展できるかもしれません。

- **職員の意識向上！**

市民との取り組みが増えることで、市民と行政の相互理解が進み、より市民目線に立った発想や考え方といった、職員の意識向上が図られます。

1. 協働をはじめる前に
 - (3) 協働するとどんないいことがあるの？

- **新たな市民サービスの創生！**

職員だけでなく、地域にお住まいの市民の声や専門的知識を持った人の意見を聴くことで、今までにはない新たな市民サービスを実施することができます。

双方（相乗効果）

- **お互いへの気付きの提供→お互いのレベルアップ！**

行政が取り組める取り組めない以前に、行政が気づいていないまちづくりの課題がきっと沢山あります。そういった隠れた課題は、市民からの意見や市民の発想でこそ見つけれられるものです。また、市民側も、行政と共に活動することで、今まで見えていなかった自己や社会の課題に気付くかもしれません、市の行政運営に興味を持つようになるかもしれません。そして、それらの課題に取り組む際には、お互いの弱い部分を補い合うこともできます。

- **助け合える関係の維持！**

自分に対してだけでなく地域社会に対しての活動をすることで、市民同士の“お互い様”の関係が生まれます。相手が困っているときに助けたり、自分が困っているときに助けてもらったり、そういった関係が地域社会の発展につながっていきます。

- **地域の活性化！**

市民と行政がさまざまなアイデアや実践を持ち寄ってまちづくりを行うことで、地域そのものが活性化していきます。このことで、前述のすべての「いいこと」もパワーアップしていくことが期待できます。



1. 協働をはじめる前に
 - (4) 協働するのはどんなとき？

(4) 協働するのはどんなとき？

さまざまな「いいこと」が期待できる協働ですが、何にでも適用してしまえばすべて効果的！といった魔法のような代物ではありません。むしろ**非常にデリケートな手法**と言えます。

数多くの自治体で本ハンドブックのような解説書を発行していることが、そのデリケートさを表しているのかもしれませんが。そして、そういった多くの解説書には、しばしば以下のような図が載せられています²。



左端の「行政単独」は、行政が責任を持って単独で行わなければいけない活動です。たとえば許認可事務がそうです。そして右端の「市民単独」は、市民が行政と関わりなく取り組んでいるすべての活動です。

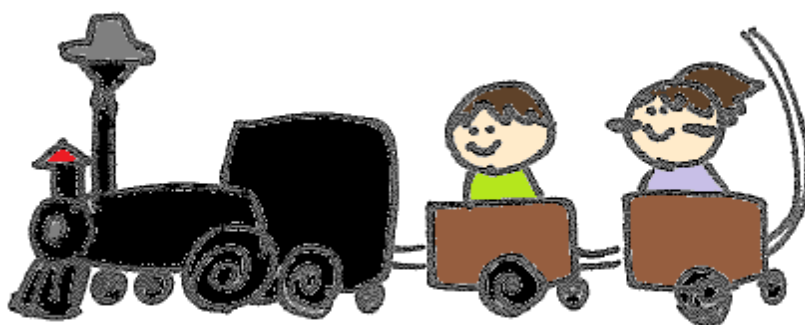
上の図での「行政単独」と「市民単独」以外の活動、つまり市民と行政がわずかでも一緒に進めるものは協働の対象となります。

² ここでは、山岡義典『時代が動くとき —社会の変革とNPOの可能性—』ぎょうせい、1999年、131頁を参考に作成

1. 協働をはじめる前に
(4) 協働するのはどんなとき？

しかし、共通の目的が見出せなかったり、その進め方で合意できなかったりする場合は**協働はやめておいた方がいい**と言えます。市民と行政で協働した方が効果的にまちづくりを進められるかを見極めることがとても重要であり、また難しいところでもあります。

では、どのような活動が協働に向いているのでしょうか。次項において、色々な協働の形式を検討してみます。



1. 協働をはじめる前に
- (5) 協働のかたち

(5) 協働のかたち

それでは、具体的に協働にはどんな形式があるのでしょうか。

市民と行政が関わるかたちを列挙すると、たとえば以下のように分けられます。

事業委託	行政が責任を負う事業の「運営」を市民が行い、効率化を図ること。
補助	市民が行う事業に対して、行政が財政的な支援を行うこと。
共催	市民と行政それぞれが共に主催者となること。
後援	市民が行う事業を、行政が公認しバックアップすること。
事業協力	主催者ではないが継続的な関係のもとで協力して事業を行うこと。
情報交換・情報提供	互いの情報やノウハウを提供し合うこと。
公共施設の提供	一定の限度内において、公共施設を提供すること。
指定管理者制度	運営のみならず、公共施設の全体的な管理責任を市民が担うこと。

この中のどれが協働で、どれが協働でないのか分かるでしょうか。考え方は色々あると思います。座間市の考え方は、

どれも協働の可能性はある

というものです。

すべて含まれてしまうなら、わざわざ「協働」だなんて言わずに今まで通りでいいことになります。しかし、「可能性はある」ということは「可能性がない」場合もあるということです。そこで、協働とそれ以外を区別する手法として**2段階**のステップを考えることとします。

まず第1のステップです。

ここでは、市民と行政で一つの課題に取り組むにあたって、互いに**どのような姿勢**で取り組むかがポイントです。キーワードとなるのは「対等性」「情報の共有」「自主性」です。

対等性とは、市民と行政が互いに尊重し合い、どちらか一方が依存したり過干渉したりしないこと

1. 協働をはじめる前に
- (5) 協働のかたち

です。どちらが主でも従でもない意識を持つことが大切です。

情報の共有とは、一つの課題に取り組むのだから、コミュニケーションを怠らず、知っていることはできるだけ発信し、受け取る側も意識して情報を収集するようにし、情報を独占しないことです。もちろん、個人情報のように共有に限度があるものもありますが、一方的な行動や言動が生まれづらくなりますので、対等性の確保にもつながります。

自主性とは、行政はもちろんですが、特に市民の側に関わることです。市民が自発的に関わりを持つとすることが何より大事であり、強制されてしまうことがあってはなりません。行政が自分の視点から必要とする協働だけでなく、市が気付いていない課題の発掘が行われるためには、市民の自主性が必要です。ただし、行政はすべての協働の誘いを受けるのではなく、公共性に反しないように、一定の審査を経るようにすることも大切です。

以上の三つそれぞれを兼ね備えようとする姿勢が基本となる第1のステップです。

このことを「協働条例」では以下のように述べています。

(基本理念)

- 第3条 市及び市民等は、協働に当たって、対等な立場でそれぞれの役割と責任を認識し、活力ある地域社会の形成及び推進に努めるものとする。
- 2 市及び市民等は、協働に当たって、公開性や透明性に配慮し、相互に情報の共有に努めるものとする。
 - 3 市は、市民等と多様な協働が行われるよう、市民等の自主性を尊重し、公共的な観点に配慮した公平かつ公正な行政を行うものとする。

この引用箇所は、協働の「基本理念」として記載されるものです。まさに基本となり、これなしには協働とは言えない根幹を表した文章です。

1. 協働をはじめる前に
 - (5) 協働のかたち

◎具体例で考えてみる

微妙なケースを考えてみます。

まず、先ほど挙げた様々な形式において、最も協働になりやすいものは、そもそも協力して行うことを予定している「共催」、次いで「事業協力」だと言えます。

同様に、あえて協働になりやすい順序をつけてみると

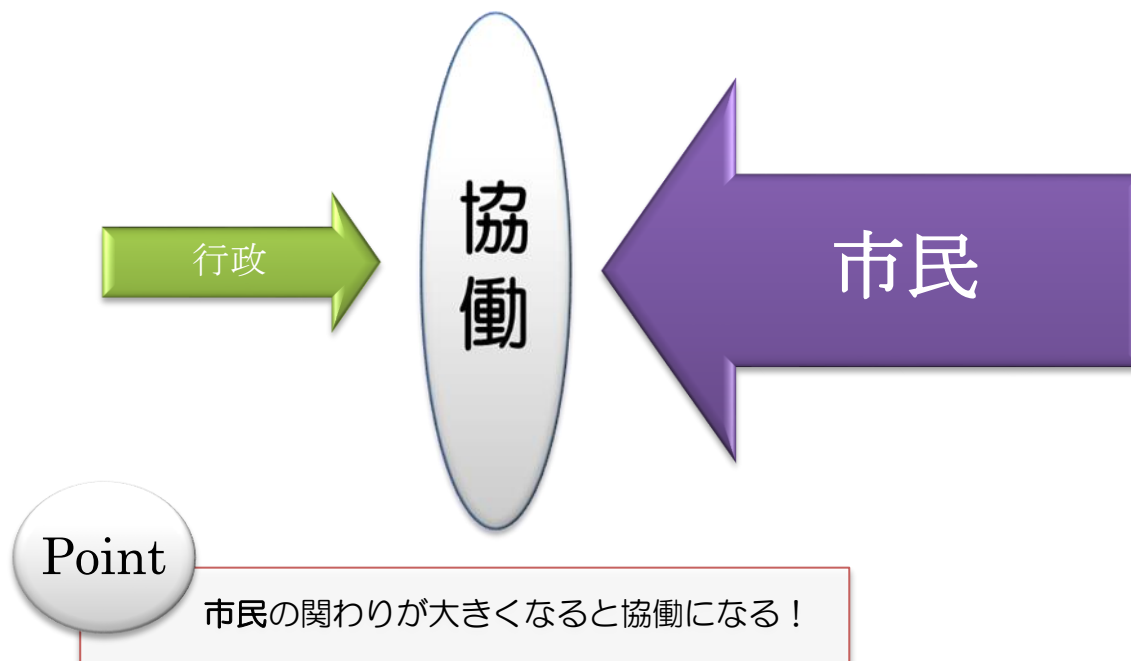


といった並びが考えられます。

あくまで一案としての順序ですが、**事業委託**と**補助**は、行政と市民の関わり方が一方的になりやすいものでしょう。以下では、これらが協働になる場合をイメージするため、「道路建設事業委託」と「福祉団体への補助金の交付」の架空の事例を用いて考えてみます。

1. 協働をはじめる前に
 - (5) 協働のかたち

①道路建設事業委託



事業委託とは、行政が責任を持つべき事業の実行を、より効果的に実施できる他の業者等をお願いするものです。業者等の**市民側が**、内容への関わりを少なくしてしまいやすい形式です。

道路建設事業を例にとります。協働かどうかをはかる場合、単なる「**行政の下請け**」かどうかポイントです。行政側がチェックや指示を行うにしても、相手方の建設業者が主体性を発揮しているか、また行政もそれを尊重して対等性が維持されているか、この関係性を維持するために情報の共有を図っているか。以上が大事です。

一部破損しているためにデコボコしている道路を補修し、なだらかにする事業があるとします。行政が自ら補修するのは限界があるため、専門の事業者へ委託を行います。この際、行政の指示内容のまま、検討を加えず実施する場合、協働と言うのは残念ながら難しいでしょう。

しかし、たとえば相手方の事業者がこんな提案をしたとします。

「舗装の際のアスファルトに色ガラスを入れれば、ライトに反射して景観がよくなるのではないのでしょうか。ドライバーの注意も促せます。」

1. 協働をはじめる前に
(5) 協働のかたち

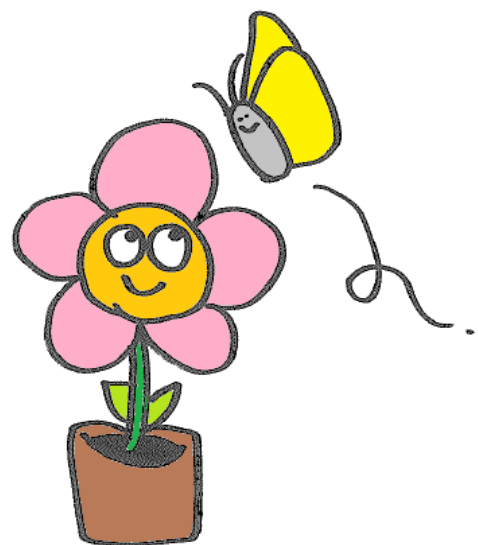
行政側が思い至らなかった意見です。

これを受けて行政が、

「では、空瓶のガラスくずを再利用すれば、リサイクルの一環にもなりますね」

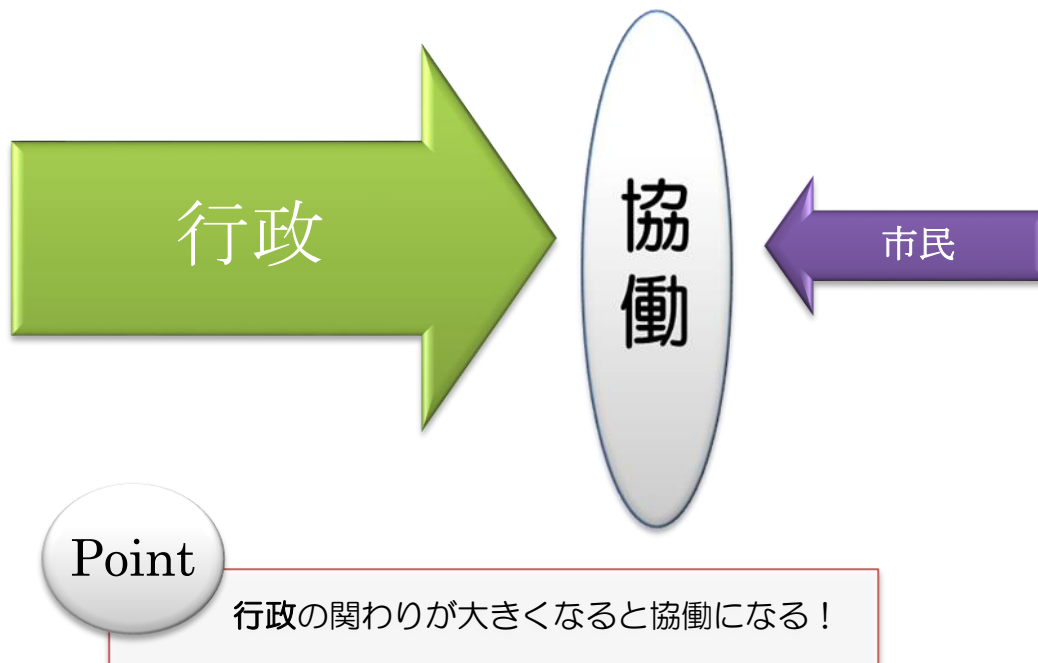
といった返答をする。たとえばそんな議論を経て実行に移されたとします。

この場合、行政から事業者への一方的な関係性ではなく、双方の発意のもとに、単独で行うよりも効果的にまちづくりに取り組んでいます。行政側が事業者の意見に聞く耳を持たない場合は、協働ではなくなります。反対に、事業者も「行政の指示のままやるのみ」と考えていれば、道路の補修は適切に行われるかもしれませんが、これは協働でなく「行政の下請け」と言わざるを得ないでしょう。



1. 協働をはじめる前に
 - (5) 協働のかたち

②福祉団体への補助金の交付



公共性の高い事業に対して、行政が行う補助事業についてはどうでしょうか。ここでは、委託とは反対に、**行政の関わりが少なくなりやすい形式**です。何らかの市民活動団体、たとえばある福祉団体へ助成金を交付する場合を考えてみます。

その福祉団体が行政に対して「とにかくお金を交付してくれればいい」と考えていれば協働でないのは明らかでしょう。

しかし、財政基盤が盤石な団体ばかりではありません。むしろ、しっかりした財政基盤を持つ団体の方が圧倒的に少ないでしょう。そういった団体が助成金を切に求めたとしても、団体の存続のためには致し方ない側面もあります。この場合は、**団体の自主性を損ねていないか**がポイントとなります。

団体が短期的な視野だけでなく、長期的には自主財源で活動を行えるビジョンを持って助成金を使っているならば「将来の自主性」を育てています。行政からの援助に依存しているのではなく、自主性を損ねず、主体的に助成を受けていると言えます。

1. 協働をはじめる前に
(5) 協働のかたち

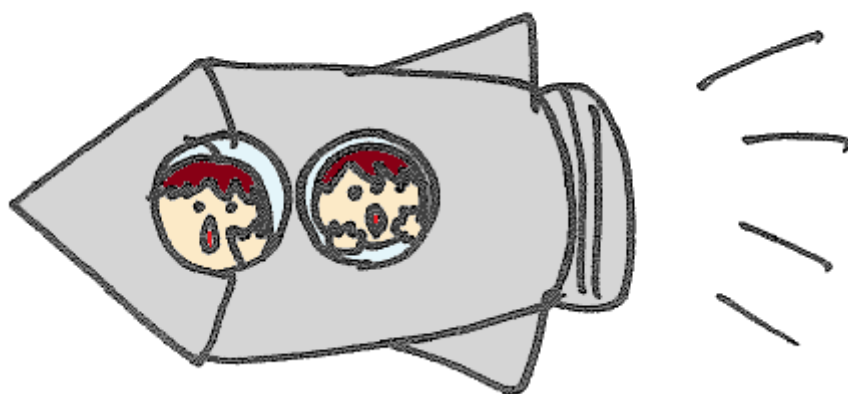
一方で、行政も、単に助成金を交付するだけでなく、団体が適切に発展していくよう団体と意見の交換を行い、助成金に関するその用途をフィードバックしていくことが大事です。

行政あるいは団体が、一方的に依存したり指示したりではなく、「対等性」「情報の共有」「自主性」を省みながら、まちづくりに寄与しているならば、その助成金補助事業は協働となるでしょう。

以上、架空の事例を二つ挙げて考えてみました。

ところで、はっきり示せる基準による明確な区別ができないのなら「結局、協働とは姿勢ではないか」と思うかもしれません。

そこで第2のステップに移ります。第2のステップでは、14ページの引用箇所中に出てきた「**多様な協働**」という言葉がキーワードになります。



1. 協働をはじめる前に
(5) 協働のかたち



○わからない言葉、できない理由

座間市役所の職員とあなたが会話している場面をイメージしてみてください。職員が以下の①～③のような発言をしたとします。カタカナになっている用語で、どのような漢字かすぐに浮かぶものはいくつありますか。また意味もわかるでしょうか。

- ①「この経費に関してはアンブンしましょう」
- ②「カガミをつくるのは、タントウカにアイギをとり、ケッサイを得てからになります」
- ③「ヨンソウやジッケイに照らすと、ジムブンショウはこちらです」

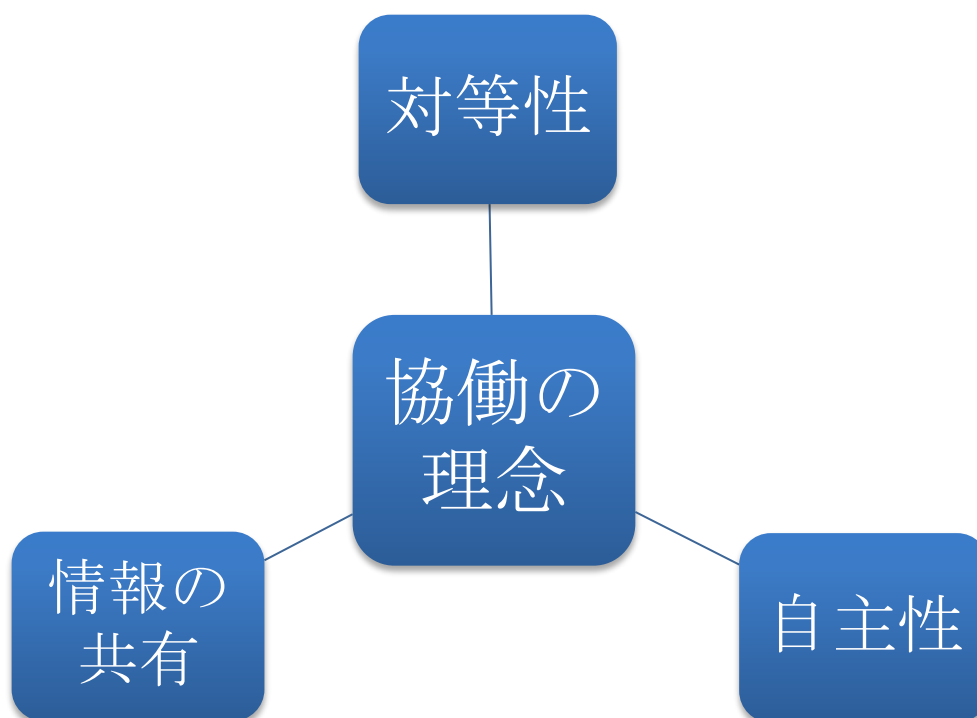
対話を進める上で、互いの使っている用語がわからなかったらすぐに聞くことは大事です。協働においても、行政職員の言っていることがわからなかったら、そのままにせずたずねる方が双方のためになります。もちろん反対に、行政職員が市民の方にどんどん質問することも大事です。

用語に限らず、話の内容をしっかりと理解し合うことや、何かを「できない」というなら「できない理由」をしっかりと聞くことなど、協働するうえでは適切な対話が求められます。

答え（※あくまで座間市役所内での使い方）

- ①按分（案分）：比例して分けること。
- ②鑑（鑑文ともいう）：書類の先頭に添える説明文書。
担当課：特定の仕事を受け持っている課（部署）のこと。
合議：承認という意味合い。具体的には、判子を押してもらい承認の証拠を文書に残すこと。
決裁：特定の役職の人の承認を得て、正式に決定すること。
- ③四総：第四次座間市総合計画。座間市の長期プラン。
実計：実施計画。「四総」の一部。
事務分掌：市役所内での仕事の分担のこと。また、受け持っている仕事を「所掌事務」と呼ぶ。

1. 協働をはじめる前に
(5) 協働のかたち



8ページのざまりん的なこたえ

「相乗効果」が得られるような上手な協働には、「対等性」「情報の共有」「自主性」が欠かせないよ！これらは協働の最低限の条件であるとともに、ハイレベルで維持するならば最高の協働をもたらすものだよ！

ほかにも素敵な協働を行うためには何が必要か考えてみてね！

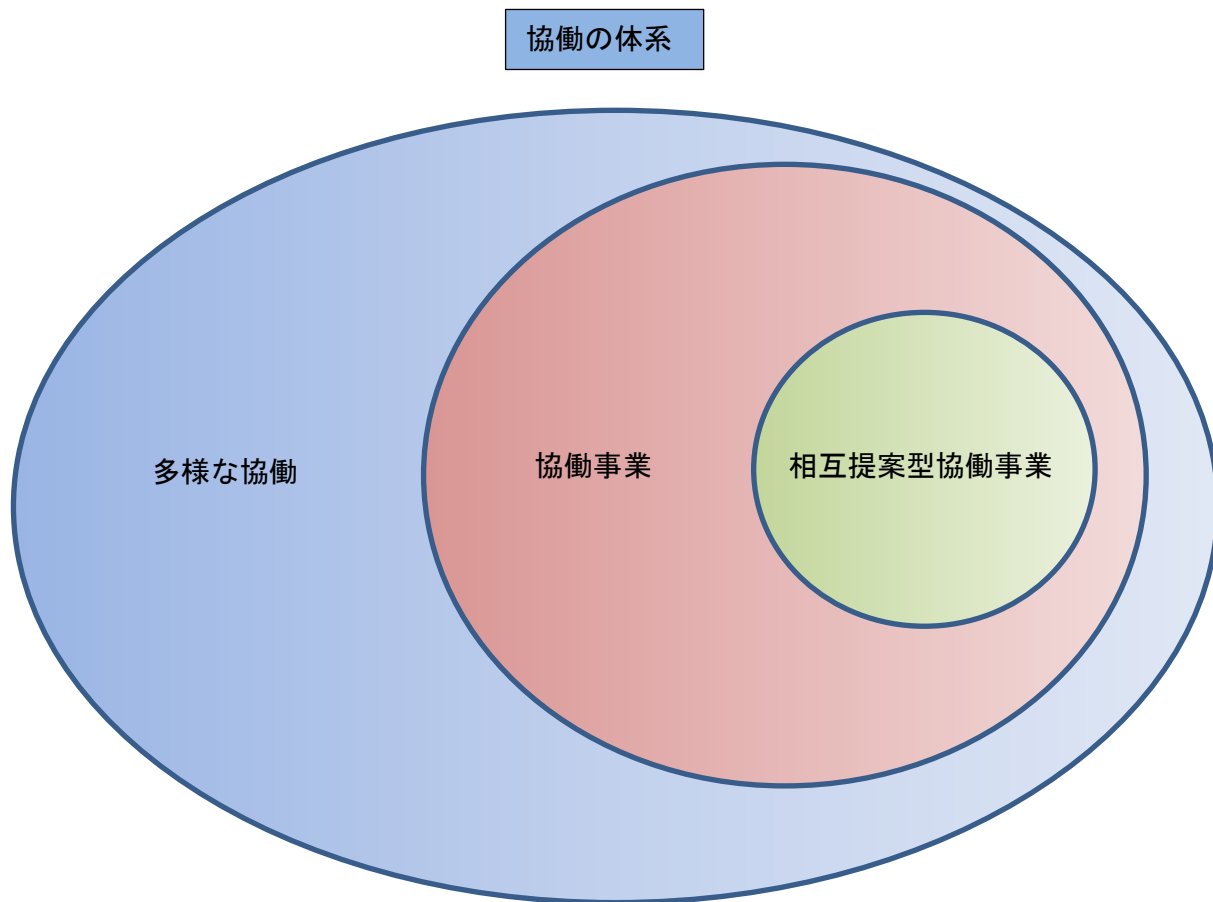


1. 協働をはじめる前に
 - (6)「協働」と「協働事業」

(6) 「協働」と「協働事業」

協働の区別を知るには、第2のステップとして「協働」と「協働事業」の範囲を理解することが必要です。

これは座間市オリジナルの考え方です。



上の図について順を追って説明します。

「対等性」「情報の共有」「自主性」を持って行政（座間市）と関わりながら行おうとするすべての取り組みを「**多様な協働**」と称しています。これが図の一番大きな囲いです。

さまざまある「多様な協働」のなかでも、ある一部分を「**協働事業**」と名付け、その一例として、平成23年度から「座間市**相互提案型協働事業**」が行われています。

1. 協働をはじめる前に
(6)「協働」と「協働事業」

ここで大事なのは「多様な協働」と「協働事業」です。

この二つを重なるケースもたくさんあるとしながら、

あくまで別もの

として捉えます。

「多様な協働」とは、第1のステップをクリアしようとするすべての事業です。当然ながら、行政が関与しない「市民と市民」の協働だって「多様な協働」には変わりありません。この関係も内容もさまざまな協働の中から、第2のステップをクリアしたものは座間市における「協働事業」となります。

では第2のステップは何でしょうか。答えは簡単で**協定**です。

「対等性」「情報の共有」「自主性」といった理念を掲げ、協働に臨むならばそれだけで座間市における「多様な協働」となります。しかしながら、“協働の事業”として公金を投入するならば、行政はもとより市民にも**ハッキリしたかたち**で役割や責務、そして事業の目標を定める必要があります。そうでなければ、その事業に関わらない「他の市民」へは価値が分かりにくいものとなってしまいます。

同じような観点から、ただ継続していくのではなく、たとえば年度といった一定の区切りにおいて、**事業成果の検証**も行わなければなりません。

この第2のステップのことを「協働条例」では以下のように述べています。

(協働事業の基本原則)

- 第7条 市は、基本理念に基づき、協働事業を推進するものとする。
- 2 市民等は、協働事業を市へ提案することができる。
 - 3 市及び市民等は、協働事業を行うに当たって**協定**を結ぶものとする。
 - 4 協働事業において、市及び市民等は、対等かつ主体的に活動し、相互理解及び当該事業の目的の共有に努めるものとする。
 - 5 協働事業において、市と市民等は、当該事業における情報を積極的に公開し、透明性の確保に努めるものとする。
 - 6 協働事業において、市と市民等は、その成果等を検証するよう努めるものとする。

1. 協働をはじめる前に
(6)「協働」と「協働事業」

「協定」の文字を見つけることができたでしょうか。

このように「協働」と「協働事業」を分けたのは、前でも述べたように協働として公金を用いるからには、意識や気持ちではなく、どんな人にも説明できる明確な「もの」が必要だと考えたからです。また、書類の作成や会計管理などの実務をこなすことで団体の育成にもつながると判断しました。ただし、この区分けは協働を狭めることを意図していません。“「協働事業」を区切った”というよりは、むしろ

“「多様な協働」を設けた”

と捉えて欲しいのです。

今一度、22ページの協働の体系図を確認します。「相互提案型協働事業」も含めた「協働事業」があり、それを包み込む形で「多様な協働」があります。これが座間市における協働の体系です。そして、この体系には、一番外側である「多様な協働」をゆっくり、しかし確実に育てていきたいという目的があります。だからこそ、第1のステップは理念への理解をもってクリアとし、協働の一つである「多様な協働」とみなします。

そして、第2のステップである協定を設ける段になって、「協働事業」として、より本格的に地域社会の課題に取り組む体制を整えよう。そういった主旨です。

繰り返しになりますが、この把握の仕方は座間市独自のものです。他の文献等をご覧になるとき、この図式を当てはめないようお願いします。

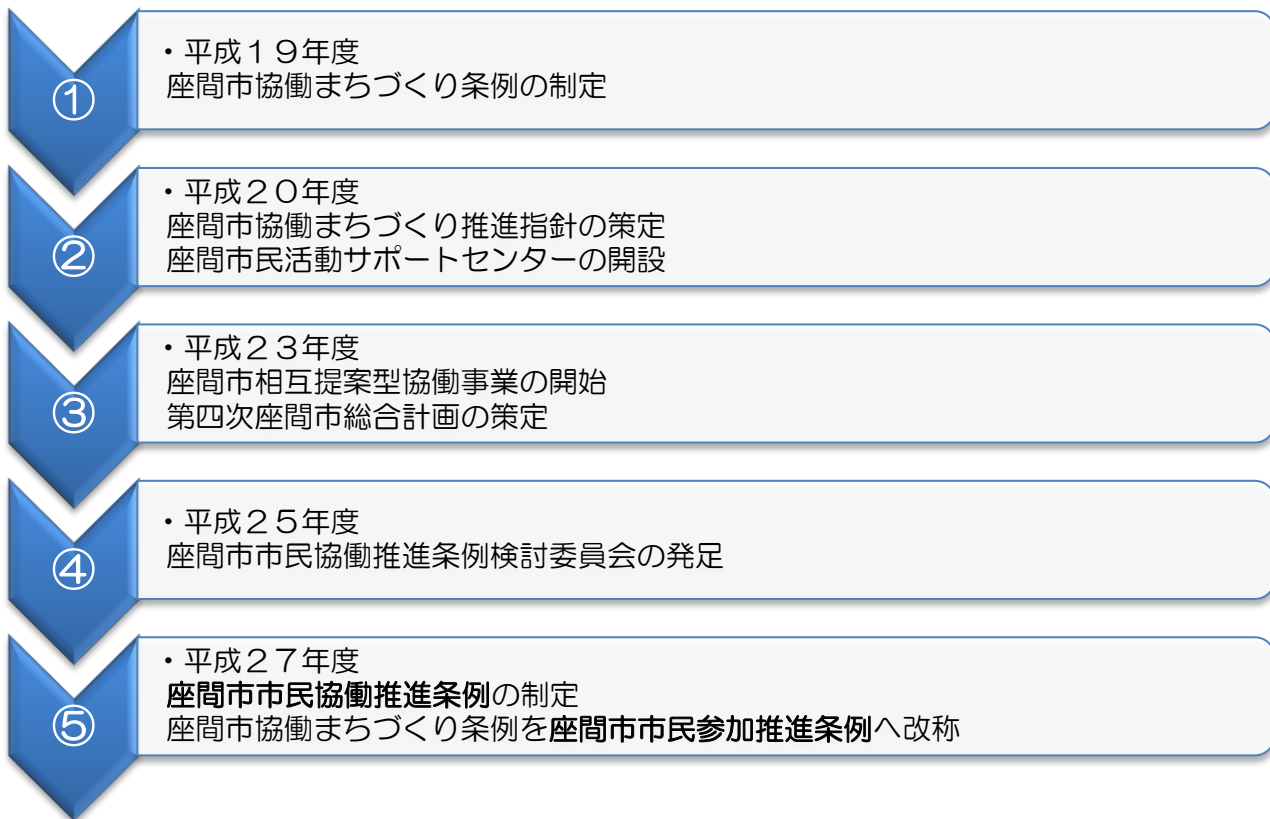


2. 座間市における協働

2. 座間市における協働
(1) これまでの取り組み

(1) これまでの取り組み

ここでは、協働に関する**座間市における**これまでの取り組みを説明します。



①座間市協働まちづくり条例の制定（平成19年度）

さかのぼれば、昔から協働と言える活動は多々あったのかもしれませんが、座間市が「協働」の語をはっきり掲げて制度を整えたのは、平成19年度制定の「座間市協働まちづくり条例」がスタートとなっています。

この条例で焦点となっているのは、座間市が行う**政策を決める際**に、市民の意見を取り入れる方法です。たとえば、意見公募手続（パブリックコメント）といって、座間市が考えている政策案に関する意見を、広く市民に求めることを定めています。

ここでのポイントは、市民と行政が、その政策の**実際の活動をともにする**という話ではないことです。

「どんなことをしようか」を決める段階に、更に市民の意見を取り入れようとしたのです。

2. 座間市における協働 (1) これまでの取り組み

②座間市協働まちづくり推進指針の策定（平成20年度）

次に座間市では、実際の活動において、つまり決定した政策の**実行段階においても**多くの市民が関わる体制を整えようとしてきました。これが「座間市協働まちづくり推進指針」です。

この指針に至って、座間市の協働における定義や考え方をある程度詳しく示すことができました。互いの対等性や相互理解といった全部で五つの「協働の原則」を掲げ、座間市における現状や課題を洗い出しています。

しかし、内容においてまだまだ改良の余地があることはもとより、**指針に過ぎない**という課題も残りました。条例と異なり、その効力において下位にある決まりなのです。

また、同年、座間市民活動サポートセンターを開設しました。この機関については44ページで説明します。

③座間市相互提案型協働事業の開始（平成23年度）

平成23年度からは、協働で行いたい事業を、市民活動団体と市が相互に提案し合う「座間市相互提案型協働事業」をスタートさせました。平成27年度までで、市民活動団体が提案した協働事業を15件、市が提案した事業を12件実施しています。

それぞれの協働事業において様々な課題が生じることは避けられないことであり、また大事なことです。しかし、協働事業そのものが**指針にしか基づいてない**のは制度として大きな課題であり続けました。

平成23年度には、もう一つ重要なトピックスとして、「第四次座間市総合計画」が策定されています。ここにおいて、まちづくりの総合的なキーワードとして「協働」が挙がってきました。個別の事業にとどまる話でなく、**座間のまちづくり全体**に関わるものとして取り上げています。

④座間市市民協働推進条例検討委員会の発足（平成25年度）

政策を決める際に市民の意見を求める仕組みは「座間市協働まちづくり**条例**」ですが、政策の実行において市民と取り組む仕組みは「座間市協働まちづくり推進**指針**」であるというアンバランスさを改めようと、指針を条例化するための検討委員会が平成25年度に発足しました。座間市における協働の考え方や目標といった**理念を明らかにし**、協働をしっかり根付かせる制度的な下支えが求められたのです。約2年にわたる議論を経て練り上げられた「座間市市民協働推進条例」については、5. 参考資料「逐条解説」をご覧ください。

2. 座間市における協働
(1) これまでの取り組み

⑤座間市市民協働推進条例の制定（平成27年度）

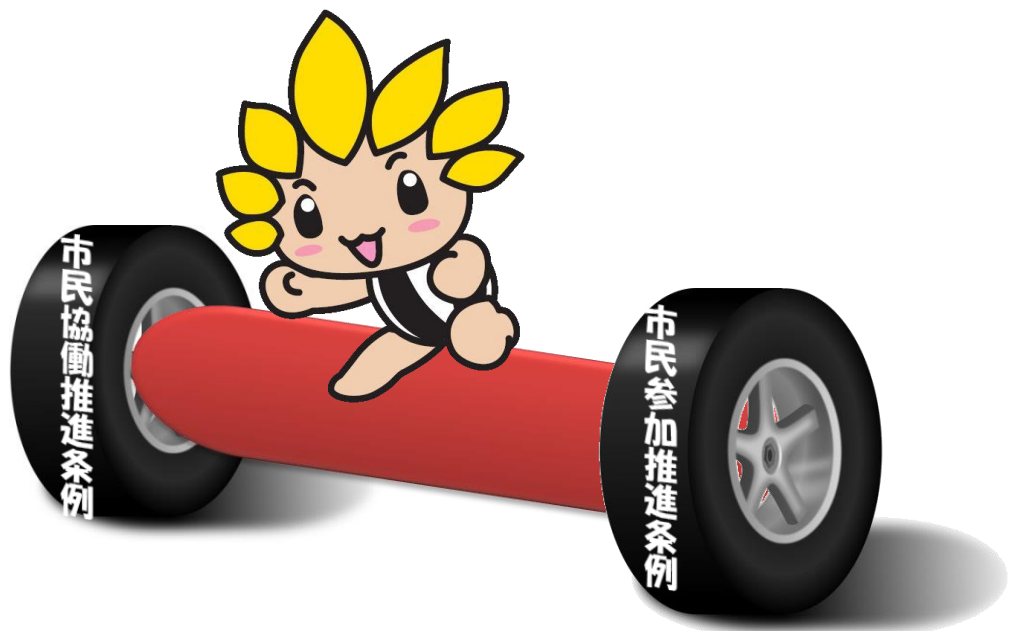
検討委員会による議論を経て、「座間市協働まちづくり推進指針」は「座間市市民協働推進条例」へ生まれ変わることになりました。

一方で、既にある「座間市協働まちづくり条例」は、名称と一部内容を改正して「座間市市民参加推進条例」としました。政策の実行ではなく、決定に関わることを「参加」としました。

したがって、

- (1) 政策の**決定**に市民が関わる「座間市市民**参加**推進条例」
- (2) 政策の**実行**に市民が関わる「座間市市民**協働**推進条例」

の二つが、座間市のまちづくりにおける**両輪**として整備されることになったのです。



2. 座間市における協働
(1) これまでの取り組み

Column

市民と市民の協働

協働は単純には「協力して働くこと」を意味する言葉です。したがって、言うまでもなく行政とは関係なく「市民と市民の協働」もたくさんあります。そういった市民と市民の協働が地域社会の発展や課題解決に寄与するケースも少なくないでしょう。

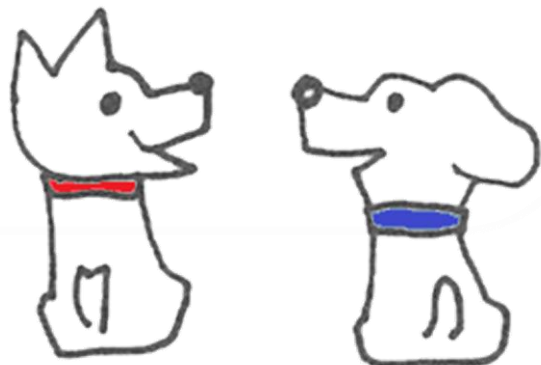
しかし、通常、行政の刊行物では「行政と市民の協働」に的を絞っています。行政が関わらない協働に、行政が枠をはめたり口や手を出すのは余計なお世話でしょう。本ハンドブックでも、特別なことがない限り行政と市民の協働だけを念頭においています。ただし、市民と市民の協働が増えていくのは地域社会にとって望ましいことであると考え、座間市の条例では間接的に触れています。

(市の基本施策)

第6条 市は、協働によるまちづくりを推進するため、次に掲げる施策に取り組むものとする。

- (1) 協働を提案し実行する環境の整備
- (2) 協働に関する情報の積極的な収集及び提供
- (3) 市民等と交流する機会の拡大
- (4) 市と市民等及び市民等相互の協働を促す中間的な機関への支援
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協働を推進するため必要な施策

なお、条文中にてでくる「中間的な機関」については4. 協働の相談窓口（44ページ〜）で説明します。



3. 協働事業の前後

(1) 協定 ～協働事業をはじめる前に～

(2) 多様な協働

1. 協働をはじめる前に(6)「協働」と「協働事業」(22～24ページ)でも触れた「多様な協働」に関して、ここでもう一度説明します。この用語の使い方は、座間市独自のものであり、座間市における協働の重要なポイントであるためです。

「多様な協働」という他の自治体にはない用語を設定した最大の理由は、**協働が広まり活気づいて欲しい**からに他なりません。

協働という言葉自体が分かりにくい点は大きな問題であり、協働に携わろうとする最初のハードルが「何が協働で何が違うのかが分からない」という点になってしまうのはもったいないことです。協働とは何かを厳密に考えていくことは、それはそれで重要なことかもしれません。しかし、それよりも、公共性のある取り組みに実際に関わることこそが大事なことです。その具体的な関わりの中で、協働とは何かを考えることができるならば、それはより意義深いものになると思います。とにかく、**まずやってみる**ことを重要視したいのです。

以上の考え方を採るならば、市民と行政と一緒に進める取り組みは、できるだけ協働と捉えるのが望ましくなります。市民と行政と一緒に進めている取り組みといっても、非常にわずかな関わりに限られるものであったり、その関わり方も多岐に渡る様々な形があります。それらをすべて、ひとまず協働の一環と考え、今は小さな取り組みであってもやがては座間市を支えるものへ育てていって欲しいと考え「多様な協働」という用語を作りました。

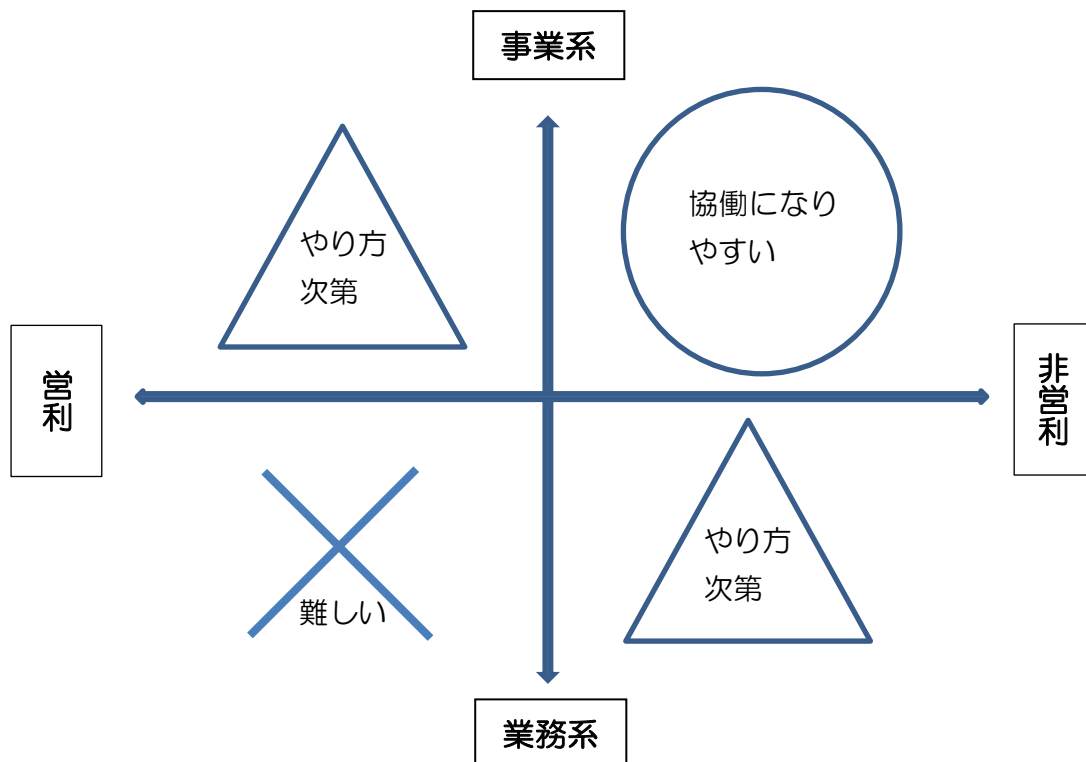
もちろん13～14ページでも述べたように、「対等性」「情報の共有」「自主性」は協働であるための大事な要件です。しかし、逆に表現すれば、これらを兼ね備えようとするれば、**すべて「多様な協働」**の一つとなります。

その上で「多様な協働」の一部に「協働事業」を設けました。公金を使っていく限りは、その取り組みの効果検証といったある程度の取り決めが必要だからです。これは23ページでも述べたとおりです。

したがって「対等性」「情報の共有」「自主性」を満たすことができない、あるいは満たすことがナンスであるものだけが「多様な協働」を設定した座間市の協働からも外れることとなります。ここでは、この観点からもう少し考えてみます。

3. 協働事業の前後

(1) 協定 ～協働事業をはじめる前に～



上の図は、行政が現在行っている仕事や今後行い得る仕事の中で、何が協働で進めやすいかを考える整理の仕方の一つです。この点は、これからも考え続けなければいけないものであるため、今後発展的に変化していくことをお断りしたうえで説明します。

まず縦軸に関してですが、図の一番上の**事業系**とは、法令による拘束が少なく、**裁量の余地が多い**ものです。クリエイティブな考えを組み込みやすい、たとえばイベントの運営といった一過性の要素の強いものを念頭に置いています。各種まつりの運営や特定の場所の景観の整備といったものです。

反対に、図の一番下の**業務系**とは、関係法令にのっとって粛々と進めることが望ましいものです。たとえば市民の転入転出の手続や各種の許認可事務などが該当し、反復・継続する際にブレることなく同様の形をとる必要がある仕事です。**裁量の余地が少ない**ことに意味があるものと言ってもいいでしょう。

横軸の**営利・非営利**とは、行政と協働する相手方が、その内容によって経済的な利益を得るかどうかです。その協働がまちづくりに寄与するのであれば、営利が目的であることは何ら問題ではありません。ただし、第一義として営利を目的とする組織や団体であれば、地域課題の解決に寄与するとしても営利性に乏しい行動をとることは難しいかもしれません。この点で、協働する内容に限度が生じるでしょう。

3. 協働事業の前後

(1) 協定 ～協働事業をはじめる前に～

この区分けにおいて、事業系の取り組みを進めるものであって、非営利目的の市民の方々をパートナーとして行う場合、最も協働しやすいと考えます。上の図では**右上の領域**に当たります。

これは、柔軟に取り組み方を変化させクリエイティブな要素を付け加えられる方が、行政単独でやらずに、市民の創意工夫や特性を生かす余地が大きくなるからです。つまり、協働する価値や効果が大きくなるということです。市民側の「自主性」を取り入れるのが難しいのでは、当然行政が単独で進めた方が効率的です。「対等性」に関してもアイデアや意見を述べる点が多い方がより良く維持できるでしょう。このような余地があってはじめて「情報の共有」も意味を持ち得るものとなります。

同じ事業系の取り組みでも、営利を目的とした団体等と協働する場合は、少しハードルが上がってしまいます。図でいうと**左上の領域**です。前でも述べたように、営利に繋がらなければならないので行動の選択肢が狭まってしまうためです。何かの提案も「営業」の意味合いがでてしまうことは避けられないでしょう。それでもやり方次第であり、そういった営利を目的とする方々とも上手に協働していくことが、行政として求められる器用さと言えるかもしれません。

一方で、図の下半分の業務系の取り組みは、協働するためには一工夫必要かもしれません。**右下の領域**にあたる、業務系のものを非営利志向の方々と協働する場合、事業系のそれと比べた場合、互いの「自主性」を発揮し合い「対等性」を保つような進め方は少し頭を捻らなければなりません。前で例に挙げたように、転入転出の手続きといった、そもそも職責をもって基本的に行政が担わなければならない仕事があります。ここに市民の方々の能力や創意工夫が入る余地は少ないでしょう。それでも、事務の直接的なところではなく、間接的に協力していく形なども考えられます。転入転出の手続きに関して「こういった改善があれば市民はより便利になる」というアイデアがあったとして、その実行に至るまでのプロセスを協働していくことは十分に可能でしょう。

しかし、**左下の領域**に区分けできる、業務系の取り組みを営利志向の市民の方々と協働していくのは難しいと言わざるを得ません。許認可事務のように、継続的に行政が担う必要があるものの多くは、営利性が入ってはならないことがポイントとなっていることが少なくありません。経済的な営利に馴染まなく、また関わってはならないからこそ行政が行っている事務があり、そういったものを営利性を目的とした企業等と協働して進めていくのは難しい上に、好ましくないこともあります。

以上、図の四つの領域について順に触れましたが、ここで述べたいのは、図の左下の「×印」以外のすべては

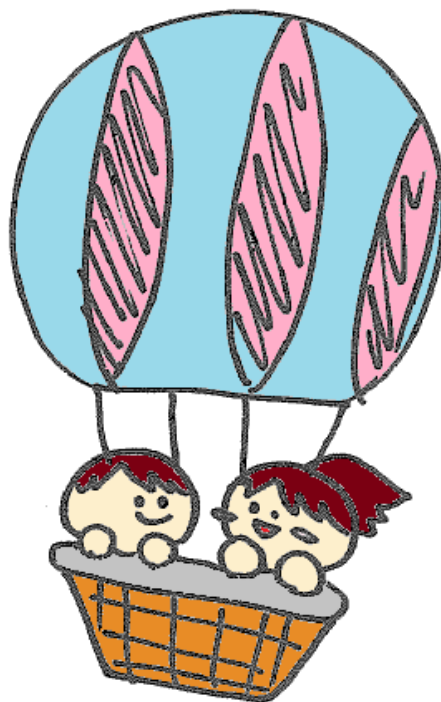
「多様な協働」となる可能性がある

ということです。行政が行う仕事のうち、わずかなものを除けば、どれも協働していく素地があるものです。しかも、そのわずかな難しい領域も、創意工夫しだいで協働の種を宿しているかもしれません。

3. 協働事業の前後

(1) 協定 ～協働事業をはじめる前に～

既存のさまざまな取り組みに市民の方々の知恵や能力が活かされ、**まだ行政が気付いていない課題**が市民の方々の発案のもと発見・解決されていくなれば、座間市はより素晴らしいまちとなっていきます。そのような可能性を育てていくために「多様な協働」という用語を作ったشایدです。



3. 協働事業の前後

(1) 協定 ～協働事業をはじめる前に～

3. 協働事業の前後

3. 協働事業の前後

(1) 協定 ～協働事業をはじめる前に～

(1) 協定 ～協働事業をはじめる前に～

多様な協働と協働事業を分ける重要なポイントは**協定**です。ここでは、協定について説明します。

協働条例では協定について以下のように触れています。

(協働事業の基本原則)

第7条 市は、基本理念に基づき、協働事業を推進するものとする。

2 市民等は、協働事業を市へ提案することができる。

3 市及び市民等は、協働事業を行うに当たって**協定**を結ぶものとする。

4 協働事業において、市及び市民等は、対等かつ主体的に活動し、相互理解及び当該事業の目的の共有に努めるものとする。

5 協働事業において、市と市民等は、当該事業における情報を積極的に公開し、透明性の確保に努めるものとする。

6 協働事業において、市と市民等は、その成果等を検証するよう努めるものとする。

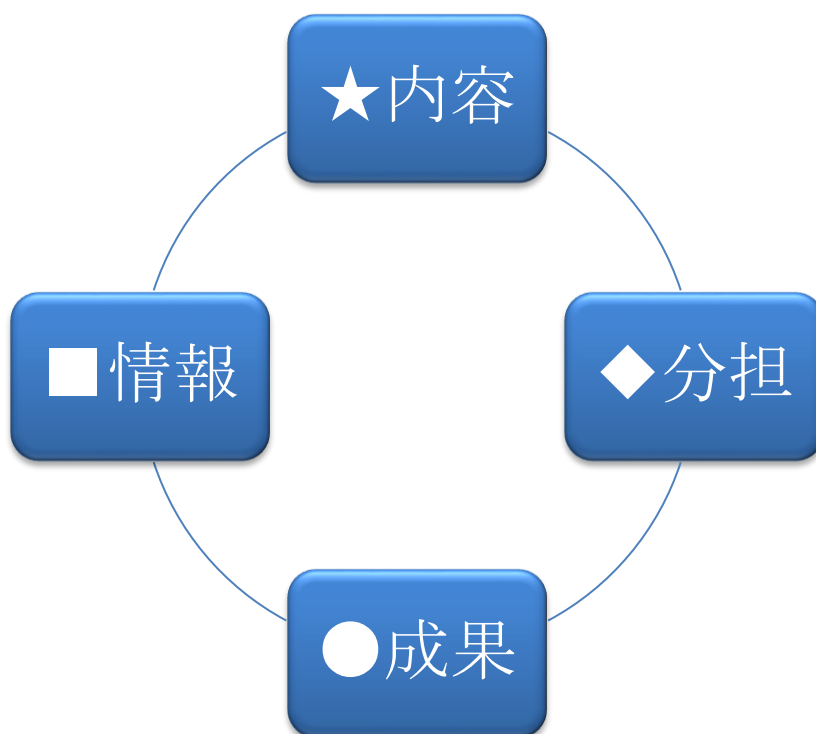
協働事業を行うに際しては、協定を結ぶことを条例上明記していることがわかります。

1. 協働をはじめる前に(6)「協働」と「協働事業」(22～24ページ)で触れたように、座間市における協働事業は、行政と市民側で**協定を結んだもの**を意味し、それ以外は多様な協働に区別します。決まりがあるわけではありませんが、基本的に協定は文書として結ぶことが自然でしょう。

問題はその協定の内容ですが、必ず含めるものとして次の図に示す四つの要素があります。

3. 協働事業の前後

(1) 協定 ～協働事業をはじめる前に～



この四つの要素が意味していることは以下のとおりです。

★内容 → 事業内容

まずは、その事業が**何を行うものなのか**を示します。この点があきらかでないことには、協定の他の内容も曖昧になってしまうおそれがあります。どのようなことをどのような手順で行うことを意図しているのかを記し、行政と市民側で共通理解の礎をつくります。また、ここには、どのような背景や課題があって事業を行うことになったのかといった理由も含まれます。それに照らして、**事業目的**や、**変更・中止する条件**といった協定締結後の動向についても明らかにすることが必要となります。

これは、いわゆる事業の「企画書」です。明確にするだけでも、スタートする前に基本的なことを再確認しその意義を再認識することができる、非常に有意義なところではあります。できるだけ詳細に述べられることが、行政と市民の双方にとって望ましいことです。

◆分担 → それぞれの分担

事業内容が定めれば、次にその内容に応じた種々の分担を考えます。双方の基本的な**役割**はどうなっているのか、それに依りて事業のそれぞれの手順で具体的にはどう動くのか、そういったことを取り

3. 協働事業の前後

(1) 協定 ～協働事業をはじめる前に～

決めます。詳細まで踏み込めなくても、基本的な役割の分担を明示することで、どこに**責任**をもっているのかを定めておきます。

そして、とても大事な分担の取り決めとして、**経費をどうするか**があります。特に、わずかであっても行政が経費を持つ場合は、その使途や意味が他の市民にもわかる形にしておく必要があります。この点は、行政サイドの見方から言えば、協定の一番大事な点だと言えなくもありません。役割・責任・経費の分担は「協力して働く」効率を高め、トラブルを避けるためにも、はっきりさせておくことが望ましいのです。

●**成果** → 事業の成果はどうか

事業を首尾よく進めることができた場合、何らかの効果や成果がでてきます。そういった成果をどのように扱うのかを決めておく必要があります。目にすることができない無形の成果ならば問題になることはありませんが、はっきりそれとわかる成果物が生じる可能性がある事業は、最終的に誰がそれを得るのかを決めておきます。先に例にとったように（16ページ）道路の整備を何らかの市民の団体と行う場合「きれいな道路」を使う効用は、無形の成果として道路を通る誰もが享受できます。しかし、道路そのものは、市道であれば市に帰属し、県道であれば県に帰属します。もちろん私道であれば所有者のもので、こういった有形の**成果物を誰が得るのか**を確認してから事業に取り組むことは大切なことです。

■**情報** → 情報の取り扱い

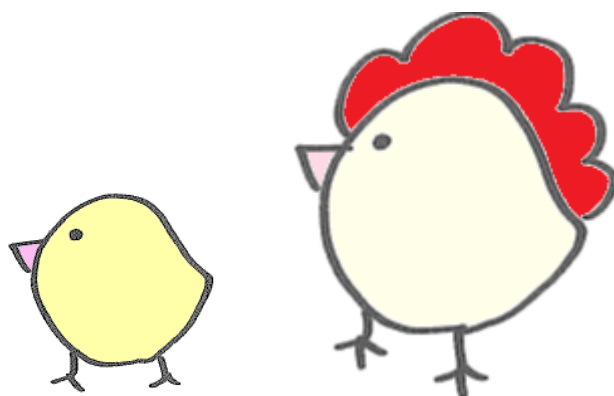
「対等性」「情報の共有」「自主性」が協働する上での基本となることは、1. 協働をはじめる前に（5）協働のかたち（13～14ページ）でも触れました。このうち「対等性」と「自主性」は、役割や責任を明確にするにあたって配慮することになります。したがって、「情報の共有」に関して、協定で述べておくことで、協働の基本となる三つの点をすべて確認することになります。

行う事業に関する積極的な情報収集や、市民と行政での互いへの情報の発信を協定の上で確約することは大事です。それに加え**第三者**への情報の提供や開示はどうかを決めておく必要がある事業もあるかもしれません。行政は、持っている情報の取り扱いについて法令で細かく規定されています。これらの規定が協働の相手方である市民にも及ぶのかどうか、及ぶのであればどの部分がどのようにかを確認しておくこと、後々の混乱が防げます。本格的な情報のやり取りが始まる前に話し合うべき重要な点です。

3. 協働事業の前後

(1) 協定 ～協働事業をはじめる前に～

以上の四つの要素は、協定で定める必要のある最低限の内容です。しかし、これに加えてプラスアルファとして盛り込むことは、個々の事業ごとに様々あるはずで、協働事業そのものが座間市にプラスアルファで良いことをもたらすものですので、是非協定からオリジナルなプラスアルファを追加し、互いの意識を高め、素晴らしい協働へ弾みをつけてほしいと思います。



3. 協働事業の前後

(2) 検証 ～協働事業が終わった後に～

(2) 検証 ～協働事業が終わった後に～

協働と協働事業を分けるのは協定ですが、これに加えて、もう一つ重要なポイントとして事業成果の**検証**があります。

ここで35ページに引用した箇所をもう一度確認します。

(協働事業の基本原則)

第7条 市は、基本理念に基づき、協働事業を推進するものとする。

2 市民等は、協働事業を市へ提案することができる。

3 市及び市民等は、協働事業を行うに当たって協定を結ぶものとする。

4 協働事業において、市及び市民等は、対等かつ主体的に活動し、相互理解及び当該事業の目的の共有に努めるものとする。

5 協働事業において、市と市民等は、当該事業における情報を積極的に公開し、透明性の確保に努めるものとする。

6 協働事業において、市と市民等は、その成果等を**検証**するよう努めるものとする。

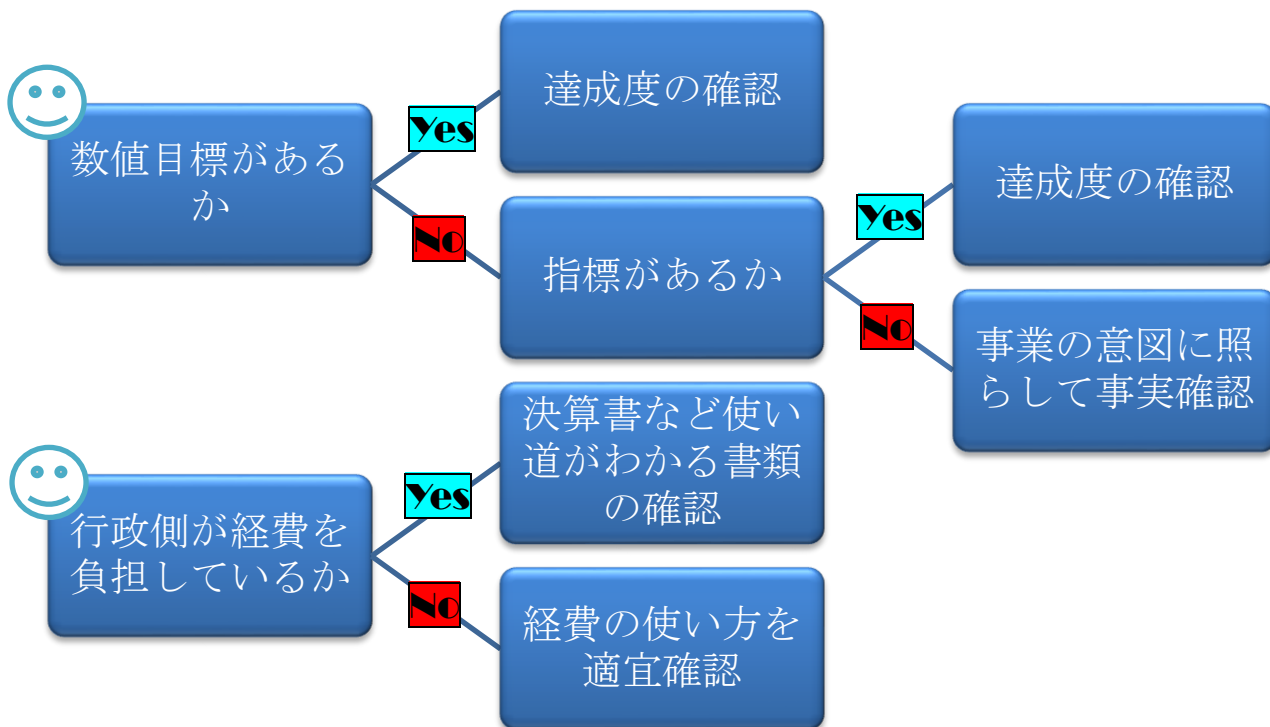
上の引用箇所の、最後の2行に「検証」と述べられています。

協働事業を終えた後、どのような検証を行うかは、スタートの前に取り決めておくことが望ましいです。その協働事業を測る**指標をどうするか**が焦点になります。あらかじめ数値目標を定められる場合は、はっきりした検証が行えます。しかし、数値で測ることが難しい事業もたくさんあります。また、何かの数値で測っても、事業の一部を検証するに過ぎないおそれもあるでしょう。個々のケースは様々ですが、そういった場合でも、事実としての事業結果の確認をひとつひとつ丁寧に行うことはできます。

また、指標に加えてもう一つ重要なものとして、**決算書の確認**という作業もあります。その協働事業に関する経費の使い方や予算の立て方を見直して、次につながられる有効な作業です。もちろん義務ではありません。しかし、行政として公金を支出している場合は、その用途をしっかりと把握し、誰でも確認できるよう書類を整えておく必要が行政側にはあります。

3. 協働事業の前後
(2) 検証 ～協働事業が終わった後に～

ここまでを踏まえると、協働事業の検証に関しては、大まかに以下ようになります。



つまり、目標とされる何らかの**指標の結果**と、**経費の使い方**の2点が最初に考えるべき検証内容だと言えます。

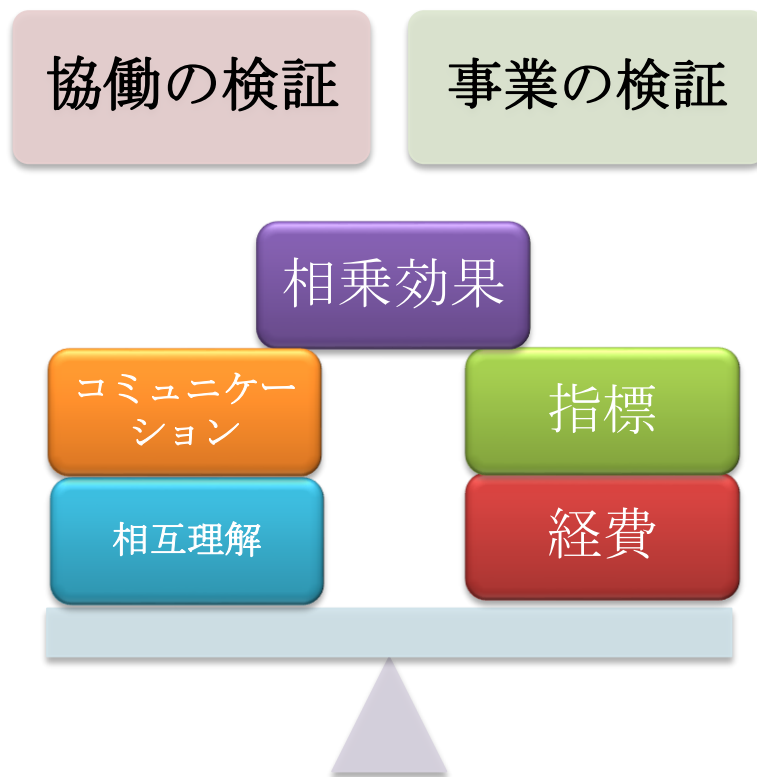
そして、協働事業であるからには、**事業としての結果**と、**協働としての結果**があります。

様々な問いをつくって、「対等性」「情報の共有」「自主性」といった協働の基本を押えられたかを確認します。「協働事業の最初から最後まで目的・目標を共有できていたか」「協定書で定めた役割分担を守れたか」「事業の進行管理は適正だったか」といった全体のコミュニケーションに関わる問題を問い直し、相互理解が常に図られていたかを検証します。事業が終わった後だからこそ言えることもあるかもしれません。

また、特に大事な点として、単独でなく協働で行ったからには**相乗効果**が発揮されたかの検証が行えれば理想的です。どのような相乗効果があるかは、それぞれ個々の協働事業で大きく異なるため、一概には言えません。しかし、市民と行政で互いに気付いた点をできるだけたくさん挙げるだけでも意味があることです。その内容によっては、今後に向けてより良い協働のかたちが導けるかもしれないからです。

3. 協働事業の前後

(2) 検証 ～協働事業が終わった後に～



協働事業に限らず、何らかの目的をたてておこなったことは、検証をすることで次につながられるね。ただ、協働事業の場合は、「協働」自体が上手くいったかも確認していくことがすごく大事だよ！**協働と事業がどちらもバランスよく**効果を挙げられて、相乗効果が生まれれば、事業後の**波及効果**も大きくなるね！新しい素敵な協働につながるかもしれないよ！



3. 協働事業の前後

(2) 検証 ～協働事業が終わった後に～



○市民と公務員は対等？

協働に関する話では「対等性」が重要であるとしばしば指摘されます。本ハンドブックでも触れていますし、他の自治体のものを参照しても概ね記載されています。

ここで「“納税する市民”と“その税金で雇っている公務員”が対等なのはおかしい」と思われる方もいるかもしれません。

いろいろな論点を含む疑問ですが、協働については「対等」な関係であってほしいというのがここでの回答です。上下関係のある中では、活発な意見交換はできません。どちらか一方が頭を捻るより、双方でアイデアを出し合った方がより優れた考えにたどり着けます。実行やその他の面でも、協力し合って進めるなら、長所を掛け合わせやすいことが望ましいでしょう。「対等」であることは、互いの長所を存分に生かすための条件なのです。



4. 協働の相談窓口

4. 協働の相談窓口
(1) 座間市民活動サポートセンター

(1) 座間市民活動サポートセンター

ここでは、市民と行政の橋渡し役といった、座間市における協働を支える重要な存在として、座間市民活動サポートセンターを紹介します。協働条例の上では「中間的な機関」の一つとして掲げられています。



座間市民活動サポートセンターは、座間市役所のとなりにある「ざまコミュニティプラザ」の1階に設置されています。その名のとおり、市民活動に関する相談やその推進・支援を行っています。その他にもコピー機や印刷機の利用といった有料無料の各種サービスも行っています。なお、「サポセン」と略称されることが多いため、ここでも以下ではサポセンと表記します。ちなみにサポセンの運営自体も「ざま市民活動応援広場」という市民活動団体が行っており、座間市直営の機関ではありません。

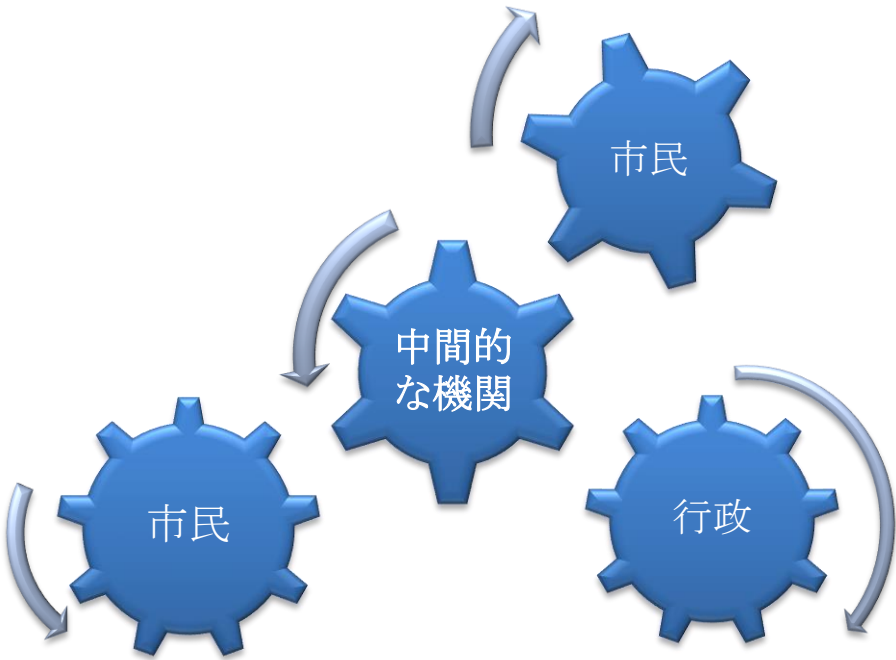
協働条例では「中間的な機関」というものに関して、次のように述べています。

4. 協働の相談窓口
(1) 座間市民活動サポートセンター

(市の基本施策)
第6条 市は、協働によるまちづくりを推進するため、次に掲げる施策に取り組むものとする。
(1) 協働を提案し実行する環境の整備
(2) 協働に関する情報の積極的な収集及び提供
(3) 市民等と交流する機会の拡大
(4) 市と市民等及び市民等相互の協働を促す中間的な機関への支援

座間市において、サポセンは中間的な機関のひとつとして位置づけられています。5. 参考資料の「逐条解説」でも述べている通り、市民活動団体と座間市との連携づくりをはじめ、人材育成等まで担うことで、協働のコーディネーターとなっていくことが期待されています。ただし、こういった中間的な機関が、サポセン以外にも増えていくことは今後十分に考えられることです。

「中間的」とは、市民と行政の仲立ちのみならず、市民と市民との間に入って様々な活動をコーディネートする立場を指しています。



4. 協働の相談窓口

(1) 座間市民活動サポートセンター

サポセンは、従来市民活動の支援を行う拠点施設として運営されてきました。しかし、平成27年度からは、協働条例が施行されたことで、中間的な機関として協働のバックアップも担っていくこととなります。

市民活動の支援に関しては例えば以下のような情報サイトをサポセンは手掛けています。



○ **住所** 〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号 ざまコミュニティプラザ（ふれあい会館）1階

○ **開業時間** 午前9時～午後5時

○ **休業日** 火曜日、祝日及びその振替休日、年末年始(原則12月29日～翌年1月3日)

○ **電話** 046(255)0201

○ **ファクス** 046(255)3243

○ **e-mail** ss-zama@feel.ocn.ne.jp

○ **URL** <http://zamat.genki365.net/>

※座間市ホームページから抜粋

この「ざまっと」では、登録いただいた団体やサークルといった方々の活動情報を発信しています。「ざまっと」はそれ自体、市民相互のコミュニケーションを促すものです。あるいは、この「ざまっと」に関しても、協働を促すような具体的な仕掛けが今後生まれるかもしれません。他にも、協働に関する相談を受け付けていくことから、本ハンドブックでも触れている協働事業の協定書の作成指南といったことも行っていく可能性があります。

とにかく、言葉は広がっても、まだまだ分かりにくいところが山ほどある「協働」。理論的にも実務的にも整備していく課題はたくさんあります。実際に協働を担っていく現場の方々には、先陣を切っていく面白さと同時に、抱えきれない苦勞も予想されます。本ハンドブックではわずかながらの解説を施せるのみですが、「中間的な機関」であるサポセンのような組織が、協働に関するより具体的・実践的な援助を担っていくことが期待されます。

4. 協働の相談窓口
(1) 座間市民活動サポートセンター

どなたでも利用できます

- 市民活動・協働に関する相談
- 市民用パソコン【無料】
インターネット検索・文書作成などに。A4コピーと同じ料金でデータのプリントアウトが可能。
利用は30分以内（予約可）。利用目的は市民活動・協働に関わるもの。USB フラッシュメモリー
はご持参ください。
- コピー機（コピー用紙持込の場合も同じ金額）
有料のフルカラーコピー機 単色・2色 10 円／1 枚（A4・A3）
フルカラー 50 円／1 枚（A4・A3）
- 印刷機（市民活動に関しての使用のみ、20枚以上より）
ハガキからA3まで黒・赤・青の3色印刷。用紙は原則的に持ち込み。
製版代 1色1製版 50円
印刷代 100枚まで 50円 100枚ごとに50円増
- 裁断機【無料】
A3までの大きさの紙を一度に100枚程度裁断
- ラミネート加工（フィルム持込の場合も同じ金額）
ラミネート用フィルム含む料金 A3 100円／1枚
A4 50円／1枚

サポートセンターへ団体登録（無料）していただく

- フリースペースが利用できます
登録団体及び団体立ち上げの打合せ会議等に利用できます。持参PCネット接続可（可動仕切り
より25名程度まで原則2時間以内要予約。）
- ロッカーが利用できます【有料】
- レターケースが利用できます
- 活動紹介パネル、チラシが置けます
登録団体の活動紹介やイベント周知にご利用ください。
- 団体ホームページが持てます
登録団体はインターネットの市民活動支援情報サイト「ざまっと」に登録ができ、インターネット
を利用した情報発信ができます。（無料）
- サークル団体情報誌「ざまっとガイド」に団体の情報が詳しく掲載されます
- 座間市相互提案型協働事業に応募できます

5. 參考資料

5. 参考資料

(1) 座間市市民協働推進条例

(1) 座間市市民協働推進条例

(平成 27 年 3 月 27 日条例第 1 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、座間市における協働の理念を明らかにするとともに、その施策における基本原則を定めることにより協働を推進し、住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「協働」とは、まちづくりを進める上での共通の目標を実現するために、市と市民等が対等の立場に立って、相互の信頼及び合意の下、役割及び責任を担い合い、お互いの特性や能力を発揮し合いながら連携し、及び協力して、効果的にまちづくりに取り組んでいくことをいう。

2 この条例において「協働事業」とは、市及び市民等が取り組む協働のうち、第 7 条各項に規定する協働事業の基本原則に基づいた事業をいう。

3 この条例において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する等、日常生活で市と関わりのある者

(2) 市民活動団体 特定非営利活動法人、ボランティア団体等の営利を目的とせず、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的に活動している団体

(3) 地縁団体 自治会など一定の区域に居住している市民で構成され、地域の課題の解決に向けて活動する団体

(4) 公益団体 公益財団法人、学校法人等の公益を目的に活動している団体

(5) 共益団体 協同組合等の構成員相互の利益の増進に寄与することを目的に活動している団体

(6) 事業者 営利を目的に事業を営む個人及び法人

(基本理念)

第 3 条 市及び市民等は、協働に当たって、対等な立場でそれぞれの役割と責任を認識し、活力ある地域社会の形成及び推進に努めるものとする。

2 市及び市民等は、協働に当たって、公開性や透明性に配慮し、相互に情報の共有に努めるものとする。

3 市は、市民等と多様な協働が行われるよう、市民等の自主性を尊重し、公共的な観点に配慮した公平かつ公正な行政を行うものとする。

4 市は、施策の実施に当たって、市民等との協働を推進するよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第 4 条 市民等は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、その自発性により協働によるまちづくりに参画することができる。

2 市民等は、協働における場において、他の市民等及び市の立場や発言を尊重するよう努めるものとする。

5. 参考資料

(1) 座間市市民協働推進条例

(市の役割)

第5条 市は、基本理念に基づき、市民等の多様な協働を推進する総合的な施策を実施し、協働のための環境づくりを行うものとする。

2 市は、市民等との協働を促進するよう積極的な情報提供を行い、市民等の特性を生かしたまちづくりが行われるよう配慮するものとする。

3 市は、基本理念に基づき、市民等との協働を推進させるため、市民等への必要な支援に努めるものとする。

(市の基本施策)

第6条 市は、協働によるまちづくりを推進するため、次に掲げる施策に取り組むものとする。

(1) 協働を提案し実行する環境の整備

(2) 協働に関する情報の積極的な収集及び提供

(3) 市民等と交流する機会の拡大

(4) 市と市民等及び市民等相互の協働を促す中間的な機関への支援

(5) 前各号に掲げるもののほか、協働を推進するため必要な施策

(協働事業の基本原則)

第7条 市は、基本理念に基づき、協働事業を推進するものとする。

2 市民等は、協働事業を市へ提案することができる。

3 市及び市民等は、協働事業を行うに当たって協定を結ぶものとする。

4 協働事業において、市及び市民等は、対等かつ主体的に活動し、相互理解及び当該事業の目的の共有に努めるものとする。

5 協働事業において、市と市民等は、当該事業における情報を積極的に公開し、透明性の確保に努めるものとする。

6 協働事業において、市と市民等は、その成果等を検証するよう努めるものとする。

(多様な協働)

第8条 市は、基本理念に基づき、協働事業に限らず多様な協働が行われるよう努めるものとする。

2 市は、多様な協働が行われるために、協働に関する理解を深める研修等の機会を設け、市職員及び市民等の協働に関する啓発に努めるものとする。

(市民協働推進会議)

第9条 この条例に基づく協働の推進に関する施策の改善その他の重要事項について、市長の諮問に依じて調査審議するため、座間市市民協働推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、協働の推進に係る事項について、市長に意見を述べることができる。

3 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

5. 参考資料

(1) 座間市市民協働推進条例

4 前3項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、同年7月1日から施行する。

5. 参考資料

(2) 座間市市民協働推進条例 逐条解説

(2) 座間市市民協働推進条例 逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、座間市における協働の理念を明らかにするとともに、その施策における基本原則を定めることにより協働を推進し、住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

【趣旨】

この条例の目的について示しています。

【解説】

市では、平成19年3月に市民参加の手続を規定した座間市市民参加推進条例（平成19年3月29日市条例第2号）を制定し、市民参加の面で市民と行政のパートナーシップの推進を図りました。続いて平成20年4月には、協働のまちづくりを推進していくことができるよう、協働の基本的な考え方や市民活動支援の方策などを示すために、座間市協働まちづくり推進指針を策定しました。本条例は、その延長線上にあり、本市としての協働に対する基本的な考え方を明確にするとともに、具体化するための施策の基本原則を定めることにより、協働による公共的課題の解決や公益活動の拡充を推進し、住みよいまちづくりの実現に貢献することを目的として制定したものです。

また、座間市市民参加推進条例とこの条例を住みよいまちづくりを進めていく上での車の両輪に例えながら、両条例を市民と市が共有することで、一緒にまちづくりに取り組んでいくことを目指すものです。

(定義)

第2条 この条例において「協働」とは、まちづくりを進める上での共通の目標を実現するために、市と市民等が対等の立場に立って、相互の信頼及び合意の下、役割及び責任を担い合い、お互いの特性や能力を発揮し合いながら連携し、及び協力して、効果的にまちづくりに取り組んでいくことをいう。

2 この条例において「協働事業」とは、市及び市民等が取り組む協働のうち、第7条各項に規定する協働事業の基本原則に基づいた事業をいう。

3 この条例において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する等、日常生活で市と関わりのある者
- (2) 市民活動団体 特定非営利活動法人、ボランティア団体等の営利を目的とせず、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的に活動している団体

5. 参考資料

(2) 座間市市民協働推進条例 逐条解説

- (3) 地縁団体 自治会など一定の区域に居住している市民で構成され、地域の課題の解決に向けて活動する団体
- (4) 公益団体 公益財団法人、学校法人等の公益を目的に活動している団体
- (5) 共益団体 協同組合等の構成員相互の利益の増進に寄与することを目的に活動している団体
- (6) 事業者 営利を目的に事業を営む個人及び法人

【趣旨】

この条例で用いる基本的な用語である「協働」、「協働事業」、「市民等」の意味を明らかにしています。

【解説】

第1項「協働」

始めに市と市民等を協働の対象として定めていますが、その前提としては、まちづくりについて共通の目標をもっていることが条件となります。また、ここで言う「まちづくり」とは、地域社会と関わりのある多様な構成メンバーを中心として、地域をより暮らしやすい環境にしていこうと取り組む活動を指しています。

市民等については、第3項で詳細に定めています。市については、広義として、その構成要素である、住民、市議会、執行機関の総体を示しますが、この条例では、執行機関を指しています。さらに、執行機関とは、独自の執行権を有し、担任する事務について、自治体としての意思決定を自ら行い、外部に表示することができる機関をいいます。具体的には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4に規定されている市長、公営企業管理者並びに同法第180条の5に規定されている教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員及び固定資産評価審査委員会を執行機関とします。

後半では、協働における市と市民等との関係性を、対等、相互信頼、合意、役割及び責任の分担、互いの特性や能力を生かした連携及び協力と原則論的を定め、効果的にまちづくりに取り組むこととしています。

第2項「協働事業」

協働事業とは、多様な事業のうち、第7条に規定する6項目の基本原則にのっとった事業をいいます。

第3項「市民等」

この条例では、協働の対象者として、単に地方自治法で定める住民（市内に住所を有する人で、外国籍の方や法人も含みます。）だけではなく、通勤者や通学者、また、まちづくり活動をしている市民活動団体や各種団体及び事業者、さらにその構成メンバーなども含めて市民等としています。

5. 参考資料

(2) 座間市市民協働推進条例 逐条解説

(1) 市民

市内に住所を有する個人及びその他市外から通勤通学のために市に通っている人など、座間市と日常的に関わっている人も、この条例において「市民」として定めています。

(2) 市民活動団体

特定非営利活動法人（NPO法人）、ボランティア団体などと規定していますが、後半で団体の性格として「営利を目的とせず、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的に活動している団体」と規定しており、特定な誰かの私的利益を目的とする活動以外の広い活動を指しています。「公共の課題の解決」といった、誰の目から見ても公益性の高いものだけでなく、「不特定多数の利益」を目的としていればこの定義に含まれます。

NPOとは、Non-Profit Organizationの略で、「非営利組織」と訳されており、法人と任意団体の形態があります。つまり、営利（利益の構成員配分や、財産還元の活動）を目的とせず、社会貢献活動を行っている団体となります。

(3) 地縁団体

一定の地域の共通する利益の増進を目的として、当該地域内に居住しているという地縁性によって作られる団体と規定しています。主として自治会が挙げられ、法人格を持つ自治会（認可地縁団体）の他、任意団体としての一般の自治会も含めます。他には婦人会や子供会なども含まれます。

(4) 公益団体

公益の増進に寄与することを目的に活動している団体と規定しています。不特定多数の利益を目的としている限りは、第2号「市民活動団体」に含まれると考えることができますが、一般的には「財団」や「学校」を市民活動団体とはしないため、「公益団体」として定義し、明示的に市民等に含めています。公益社団法人、公益財団法人及び学校法人などが含まれます。

(5) 共益団体

非営利非公益の団体を示しており、構成している人達の互助的な利益を主たる目的とした団体を意味しています。一般社団法人、一般財団法人及び生活協同組合などの協同組合組織などが含まれます。

(6) 事業者

事業者とは、営利を目的とする事業を行うもので、個人、法人のいずれも含みます。上述のNPOを始めとした各種の団体も、「事業」を行っている限りは「事業者」と言えますが、ここでは営利を目的としたものを「事業者」として定義しています。

（基本理念）

第3条 市及び市民等は、協働に当たって、対等な立場でそれぞれの役割と責任を認識し、活力ある地域社会の形成及び推進に努めるものとする。

2 市及び市民等は、協働に当たって、公開性や透明性に配慮し、相互に情報の共有に

5. 参考資料

(2) 座間市市民協働推進条例 逐条解説

努めるものとする。

3 市は、市民等と多様な協働が行われるよう、市民等の自主性を尊重し、公共的な観点に配慮した公平かつ公正な行政を行うものとする。

4 市は、施策の実施に当たって、市民等との協働を推進するよう努めるものとする。

【趣旨】

前条第3項各号で規定している市民等と市が協働を推進するに当たっての基本的な考え方を明らかにしています。

【解説】

第1項

協働を進める前提として、市と市民等の関係は、あくまでも対等な立場を維持することが大切です。市は協働を進める上で、市民等との関わりの中で、必要以上に干渉したり支援することで、上下関係や疑似委託関係を誘発してしまう可能性があることに十分に留意すべきであり、また、市民等も市からの支援等に過大に依存することなく、自主自立の活動を目指すことが必要となります。

市と市民等は、前段の対等の立場に立って、相互に特性を生かした役割とそれぞれの立場による責任を認識し、活力あるまちづくりを推進することに努力することが必要です。

第2項

協働を進める上で、市と市民等は透明性を保つために積極的に情報を公開し、共有することが大切です。実際には、自治に関する行政情報などの多くは市が保有しているため、市からの情報発信がまず大切ですが、市民等も積極的に情報を公開するように努力する必要があります。

第3項

第8条に規定される多様な協働を担保するための市の姿勢を示しています。まず、協働の相手である市民等の自主性を尊重することで、市の視点から必要とする協働だけでなく、市が気づいていない課題の発掘など、協働の範囲が様々な方向に広がっていき「多様な協働」が拡大することを意図しています。また、そのためには、市が、特定の政策や施策に協働を狭めることなく、「公共的な観点」に配慮した広い視野を持ち続ける必要があります。

第4項

市は様々な施策を実施する際には、市民等との協働を視野に入れ、推進するよう努力することを定めています。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、その自発性により協働によるまちづくりに参画することができる。

5. 参考資料

(2) 座間市市民協働推進条例 逐条解説

2 市民等は、協働における場において、他の市民等及び市の立場や発言を尊重するよう努めるものとする。

【趣旨】

協働を推進するために市民等の役割を定めたものです。ただし、法的な「義務」として強制するものではなく、主体的に果たす「役割」として定めています。

【解説】

第1項

第3条の基本理念を踏まえ、市民等は、強制ではなく、あくまでも自発的な動機で協働に参画することができるものと定めています。

第2項

市民等が協働を推進する場面では、自己決定・自己責任の基本的な考えにたつて自らの発言や行動に責任を持たねばなりません。決して独り善がりには陥ることなく他の市民等や市の立場や発言についても尊重するように努める必要があります。

(市の役割)

第5条 市は、基本理念に基づき、市民等の多様な協働を推進する総合的な施策を実施し、協働のための環境づくりを行うものとする。

2 市は、市民等との協働を促進するよう積極的な情報提供を行い、市民等の特性を生かしたまちづくりが行われるよう配慮するものとする。

3 市は、基本理念に基づき、市民等との協働を推進させるため、市民等への必要な支援に努めるものとする。

【趣旨】

協働を推進するために市の果たすべき内容を定めています。なお、市民等の役割に比べて、より拘束力の強い規定になっています。

【解説】

第1項

市は第3条の基本理念を踏まえ、協働事業をはじめ多様な協働を推進するために、全体的な施策を実施し、そのための環境づくりを行うこととしています。ここでの環境づくりとは、市や市民等が協働を進めるために、協働に関しての基本的理解促進や協働の担い手となる市民活動団体の育成など協働事業をより推進するための環境を指しています。

また、市民活動を総合的に支援することを目的に設立されている座間市民活動サポートセンターの運営もこれに含まれています。

5. 参考資料

(2) 座間市市民協働推進条例 逐条解説

第2項

前半では積極的な情報提供について規定していますが、協働を促進するような情報とは、地域の中の課題やその課題を解決するための施策や活動など協働の機会を広げるような情報など幅広いコンテンツを指しています。また、ここでの「積極的」とは、提供される市民等に配慮して分かりやすく正確に伝えることや、特定の場合だけでなく、平素においても市から能動的に情報を提示していくことを意味しています。

後半のまちづくりのための市民等への配慮とは、提供した情報による市民等からの多様な協働に関する提案や相談などの働きかけに対して、適切な対応を図り、実現の可能性などを明らかにすることです。

第3項

市民等への支援を規定していますが、ここでは、市民等にとって必要な支援を行っていくことが望ましいという意味で、前項とは異なり努力規定の形で定めています。

ここでの支援とは、前項の規定以外の、公共施設や必要物品の提供、財政的支援などを指しています。

(市の基本施策)

第6条 市は、協働によるまちづくりを推進するため、次に掲げる施策に取り組むものとする。

- (1) 協働を提案し実行する環境の整備
- (2) 協働に関する情報の積極的な収集及び提供
- (3) 市民等と交流する機会の拡大
- (4) 市と市民等及び市民等相互の協働を促す中間的な機関への支援
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協働を推進するため必要な施策

【趣旨】

協働を推進するに当たり、前条で定めた市の役割をより具体的に基本施策として示しています。

【解説】

- (1) 提案に関しては、市において現行の相互提案型協働事業の取り組みがありますが、それ以外の協働も視野に入れる必要があります。例えば、市民活動団体以外の組織や事業者などからの提案についても整備していく必要があります。
- (2) 協働に関する情報についての規定です。前条第2項にもあるとおり、様々な手段による積極的な情報の提供と協働に関する様々な情報の収集はもとより、より利用価値を高めるための加工・整理が必要となってきます。
- (3) 協働を進めていく上で、市民等との関係性は大変重要な要件となります。交流の機会

5. 参考資料

(2) 座間市市民協働推進条例 逐条解説

を増やすことで、相互理解が深まり、より補完性を高めることが期待されます。

- (4) 市と市民等との間に入って支援活動を行う「中間的な機関」に対して、市として支援を行うことを定めています。ここで中間的な機関とは、市民活動団体間の仲介や調整、連携づくりなど、市民活動支援や調整等を主な目的とする機関のことで、座間市民活動サポートセンターもその一つです。協働のコーディネートや人材育成などの機能を高めることは、協働を推進する上でとても重要なことです。
- (5) ここでは、前各号に規定している施策にとらわれることなく、より幅広く協働を推進するための施策を示しています。

(協働事業の基本原則)

第7条 市は、基本理念に基づき、協働事業を推進するものとする。

2 市民等は、協働事業を市へ提案することができる。

3 市及び市民等は、協働事業を行うに当たって協定を結ぶものとする。

4 協働事業において、市及び市民等は、対等かつ主体的に活動し、相互理解及び当該事業の目的の共有に努めるものとする。

5 協働事業において、市と市民等は、当該事業における情報を積極的に公開し、透明性の確保に努めるものとする。

6 協働事業において、市と市民等は、その成果等を検証するよう努めるものとする。

【趣旨】

協働の具体化として協働事業がありますが、ここでは市の協働事業の基本的なあり方について定めています。

【解説】

第1項

協働事業は、市の責務として推進することを定めています。

第2項

市民等は、自発的な意思の下、市に協働事業の提案をすることができるものとしています。

第3項

協働事業を行う際には、協定を結ぶ必要があることを示しています。ここでいう協定とは、原則として当事者間の文書による合意を意味し、事業の趣旨や内容などを明らかにするものです。協定に最低限含むべき内容は、この条例施行規則において別に定めることとなります。

第4項

協働事業において、対等の原則、自主自立の原則、相互理解の原則、目的共有の原則を

5. 参考資料

(2) 座間市市民協働推進条例 逐条解説

努力規定として示しています。

・対等の原則

市と市民等との関係は、お互いが上下関係ではなく、横の関係であることが重要です。そのことにより、双方に自己責任の自覚が高まり、事業に対して受け身ではなく、当事者であるという意識が高まることとなります。

・自主自立の原則

協働は自立した主体間で成立するもので、なおかつ、それぞれの特性を生かすことが重要です。一方がもう一方へ過度に干渉し、依存しないよう注意する必要があります。

・相互理解の原則

市と市民等が、相手の組織や行動原理など特性や立場が異なることを十分に理解した上で、それぞれの役割や責任分担を明確にし、事業に取り組むことが重要です。

・目的共有の原則

協働事業では、事業の目的を市と市民等双方で共有し、合意形成を進めながら実施していくことが重要となります。そのためには、相互の情報交換を密にし、役割や責任分担等を明確にする必要があります。

第5項

協働事業を実施するに当たり、協働における公平性や公金支出の適正性などを確保するために、その基本的情報を公開し、市民が誰でもその情報に接して内容を確認できるようにしておく必要があります。市の情報公開については、既に制度として確立していますが、市民等にとっても、その組織や活動内容についての情報を公開することで、協働事業の社会的な理解を深めることができます。

第6項

市と市民等は、事業終了後において事業目的の達成度や、役割分担、情報の共有度、更に協働による効果などの結果について検証し、協働の成果を高めていくことが大切となります。協働事業をより質の高いものとしていくためには適切な検証が必要です。

(多様な協働)

第8条 市は、基本理念に基づき、協働事業に限らず多様な協働が行われるよう努めるものとする。

2 市は、多様な協働が行われるために、協働に関する理解を深める研修等の機会を設け、市職員及び市民等の協働に関する啓発に努めるものとする。

【趣旨】

市は、第7条で規定している協働事業以外にも幅広く協働を担保するために、本条で多様な協働を位置付けています。また、そのために協働に関する理解を深める必要性も示しています。

5. 参考資料

(2) 座間市市民協働推進条例 逐条解説

【解説】

第1項

市は、第3条の基本理念に基づいた、多様な協働を進めることとしています。ここでいう多様な協働とは、協働事業以外の協働を幅広く指したものであり、共催や事業協力などが挙げられます。また、現行の事業形態だけに協働を限定せず、多種多様な協働が実施されていくことを意図しています。たとえば、初めから終わりまでの全てでなく、ある一時期に限って協働するなど、部分的な関わりの協働といった形態も考えられます。また、市が関与しない形の市民同士の協働も多様な協働の一つと考えられます。市が関わらない限りは直接本条例とは接点はありませんが、市民同士の協働が活気付くことは、第1条で述べている「住みよいまちづくりに寄与」し、場合によっては市との協働へ繋がっていくケースもあるかもしれません。そのような多様性を持った概念として協働を捉え、市として推し進めていくことをここで定めています。

第2項

多様な協働の推進のためには、協働に関する理解を深める必要があることを示しています。協働に関し、より多くの人に知ってもらい、考えてもらうことが幅広い多様な協働に繋がっていくこととなります。対象は市と市民等のどちらも含まれており、協働に関わる可能性のある人全てを指しています。方法としては研修が例示されていますが、それに限らず様々な方法で市は啓発を進めていく必要があります。

(市民協働推進会議)

第9条 この条例に基づく協働の推進に関する施策の改善その他の重要事項について、市長の諮問に依りて調査審議するため、座間市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、協働の推進に係る事項について、市長に意見を述べることができる。

3 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

4 前3項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

市の協働を推進するために、附属機関（地方自治法第138条の4第3項）としての座間市市民協働推進会議の設置に関する基本的事項を定めています。

【解説】

第1項

ここでは、この条例に基づく協働全般の推進のために附属機関を置くものとしています。

5. 参考資料

(2) 座間市市民協働推進条例 逐条解説

設置目的を述べている第1項の「施策の改善」とは、本条例の基本理念を踏まえた協働を推進していく上で、制度の見直しや時代、社会変化に対応した見直しを適宜行っていく必要性を示しています。その他の重要事項としては、協働事業の推進に関して、その適正性や成果の検証などを指しています。

第2項

推進会議は前項で市長に諮問されたことに対する調査、審議の他、協働の推進に関することについて、推進会議の発意による意見を述べることができると定めています。

第3項

委員定数に関して定めたものです。

第4項

推進会議の組織や運営に関しての必要な事項については、規則に定めることとしています。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

この条例に定めるもの以外で条例の施行について必要な事項は、規則で定めるものとしています。

5. 参考資料

(3) 座間市市民協働推進条例施行規則

(3) 座間市市民協働推進条例施行規則

(平成 27 年 3 月 30 日規則第 13 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、座間市市民協働推進条例(平成 27 年座間市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 9 条第 4 項及び第 10 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則による用語の意義は、条例の例による。

(座間市民活動サポートセンター)

第 3 条 条例第 6 条第 4 号に定める協働を促す中間的な機関の 1 として、座間市民活動サポートセンターを設置する。

(協働事業の協定)

第 4 条 条例第 7 条第 3 項の協定は、次に掲げる事項を明示し、締結するものとする。

- (1) 事業内容
- (2) 役割及び責任の分担に関する事項
- (3) 経費の分担に関する事項
- (4) 事業成果の帰属に関する事項
- (5) 事業に際し保持する情報の取扱いに関する事項
- (6) 事業の変更、中止、廃止等に関する事項

(市民協働推進会議の組織及び運営)

第 5 条 条例第 9 条の座間市市民協働推進会議(以下「推進会議」という。)は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 条例の施行状況に関する事項
- (2) 条例の見直しに関する事項
- (3) 相互提案型協働事業の審査
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、協働の推進に関する基本的な事項

2 推進会議の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民活動団体等の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は 2 年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、連続して 3 期を超えない範囲で再任されることができる。ただし、推進会議の運営に支障が生ずる場合は、この限りでない。

5. 参考資料

(3) 座間市市民協働推進条例施行規則

- 5 推進会議は、会長 1 人及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。
- 6 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 9 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 10 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しない。
 - (1) 法令等の規定により公開しないとされている場合
 - (2) 会議の内容に非公開情報が含まれる場合
 - (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合
- 12 推進会議は、特定の事項を調査審議するため、必要があるときは部会を置くことができる。
- 13 推進会議の庶務は、主管課において処理する。
- 14 前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。
(実施細目)

第 6 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の規定は、同年 7 月 1 日から施行する。



座間市 協働推進ハンドブック
～協働しよう！キラリと光るそのアイデアで～

発行 平成27年11月

改訂 平成29年 1月

発行元

座間市 市民部 市民協働課

座間市市民協働推進条例ワーキンググループ